# 東かがわ市
# 公共施設等総合管理計画

香川県　東かがわ市

目次

**第１章　はじめに** ..... - 1 -
第１節　計画策定の背景 ..... - 1 -
第２節　計画の目的と位置づけ ..... - 3 -
第３節　計画期間 ..... - 3 -
第４節　計画対象施設 ..... - 4 -
**第２章　東かがわ市の現状と課題** ..... - 5 -
第１節　市の概要 ..... - 5 -
第２節　人口の動向と将来予測 ..... - 6 -
第３節　産業 ..... - 8 -
第４節　財政状況 ..... - 8 -
**第３章　公共施設等の現状及び将来の見通し** ..... - 12 -
第１節　対象施設 ..... - 12 -
第２節　建物系公共施設 ..... - 13 -
第３節　土木系公共施設 ..... - 20 -
第４節　情報系施設 ..... - 24 -
第５節　企業会計施設 ..... - 25 -
第６節　公共施設とインフラ全体 ..... - 26 -
**第４章　公共施設等の総合的な基本方針** ..... - 28 -
第１節　基本方針 ..... - 28 -
第２節　維持管理の方針 ..... - 29 -
**第５章　施設類型ごとの基本方針** ..... - 35 -
第１節　施設類型ごとの基本方針について ..... - 35 -
第２節　建物系公共施設の基本的な方針 ..... - 36 -
第３節　土木系公共施設、情報系施設、企業会計施設の基本的な方針 ..... - 49 -
**第６章　おわりに** ..... - 51 -
第１節　本計画のまとめ ..... - 51 -
第２節　今後の課題 ..... - 51 -

# 第１章　はじめに

## 第１節　計画策定の背景

わが国においては、高度経済成長期からの人口増加と社会変化の中で、公共施設の整備が進められてきました。その当時から建築された公共施設の建築年数は、30 年以上経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっています。老朽化が進行した公共施設は、今後、大規模改修や修繕、建替えが必要となってきます。また、先進国の中でも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっており、財政状況はまさに危機的状況にあります。それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などによって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測されております。

地方公共団体においても、少子・高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても、将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などにより、公共施設等の利用需要が低下していくことが予想されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などの計画を策定することにより、市の財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本市では、平成 15 年４月に合併して以降、東かがわ市総合計画に基づき、施設の統廃合や耐震化、更新を実施してきました。

具体的には、基本構想のシンボルプロジェクトに掲げる「高度情報ネットワーク整備事業」として、市内の高速通信網を整備し、また、「シビックコア整備事業」として、防災拠点と行政の効率化を目的とした統合庁舎や市民活動の核となる交流プラザ、ひとの駅さんぽんまつを建築し、市民の利便性の向上を図りました。

そして、保育・教育環境については、統合給食センターの整備に取り組むとともに、平成 18 年 3 月に策定した「東かがわ市学校施設整備構想」に基づき、引田、大内校区の併設小中学校の整備を行い、既存施設については、耐震化を完了しています。また、「東かがわ市幼保一元化等検討委員会」の答申を受け、幼稚園・保育所の一体化や幼保連携型認定こども園である大内こども園、引田こども園を整備するなど、保育・教育環境の向上に取り組んでいます。

また、生活基盤では、「道路網整備計画」、「社会体育施設等マネジメント基本計画」、「公共下水道事業計画」、「市営住宅ストック総合活用計画」、「市道橋長寿命化修繕計画」、「農業振興地域整備計画」など個々の計画に基づき整備を進めるとともに、自然災害対策として高潮対策や雨水排水機場の整備にも取り組んでいます。

これまで、機を捉えて計画的に整備を行うことで、必要な事業を実施しながらも市の財政状況は健全な状態を維持しています。

各計画における施設面に関して、これからの市有施設のあり方に関する総合的な基本計画として、「東かがわ市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年度に策定しました。

また、個別の施設やインフラ毎の実行計画を策定の要請があり、各施設の対策内容や実施時期、対策費用等を示した長寿命化計画（個別施設計画）を令和２年度までに策定しており、これらの長寿命化計画（個別施設計画）の内容を踏まえ、令和 3 年度に総合管理計画を改定しています。

市有施設等の適正配置や適正管理を行い、さらなる財政負担の軽減を実現し、効率的で安全・安心なまちづくりを推進します。

## 第２節　計画の目的と位置づけ

本計画は、東かがわ市の目指すべき将来像を示す「東かがわ市基本構想」に基づき、各政策分野の中で公共施設に関する取組みに対して、横断的な指針を提示するものです。建物やインフラ施設等の公共施設等を対象に、現状や課題を客観的に把握・分析することを目的としています。公共施設に関わる個別の実施計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証していきます。

図表 1-1：本計画の位置づけ

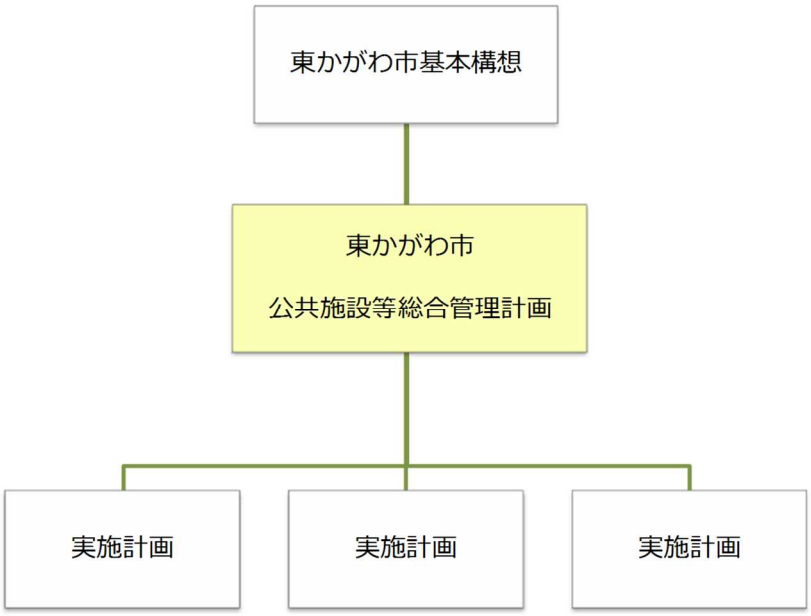


## 第３節　計画期間

計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間とします。計画内容は社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとします。

## 第４節　計画対象施設

本市が保有し又は借り上げている施設を計画の対象とします。庁舎や学校等の市の公共施設や、道路、橋りょう、下水道等のインフラ施設等が含まれます。

図表 1-2：計画対象施設の範囲

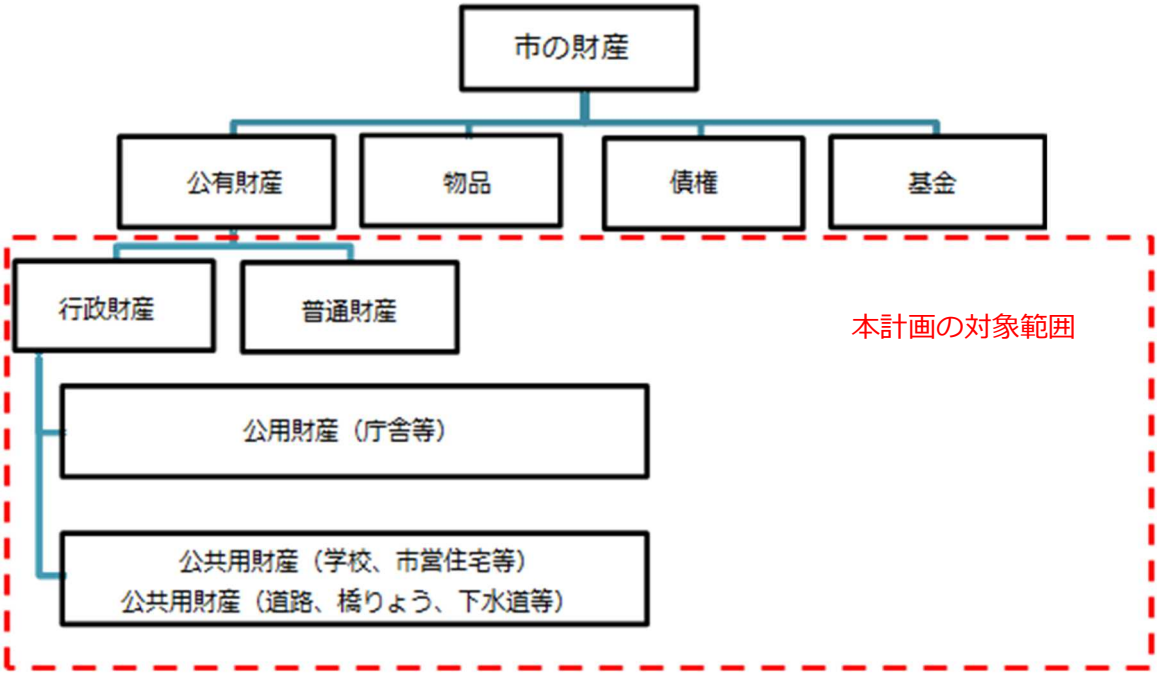

# 第２章　東かがわ市の現状と課題

## 第１節　市の概要

(c)mapion 地図データ(c)Zenrin

東かがわ市は、香川県の一番東に位置し、北は瀬戸内海東部の播磨灘に臨み、西はさぬき市と接し、南と東は阿讃山脈を境に、徳島県と接する自然環境に恵まれた地域です。瀬戸内海に面して平野部が開け、市街地と田園地域を形成しています。比較的晴天の日が多く、降水量が少ない瀬戸内海特有の温暖で穏やかな気候です。

本市は、経済・文化・生活の面で古くから深い結びつきがあった引田・白鳥・大内の３町合併によって、平成 15 年４月１日に誕生しました[1]。

地場産業の手袋生産は、伝統産業であり、ハマチ養殖の発祥地、そして有名な製薬や和三盆糖などの伝統を今なお受け継ぐ、伝統と文化、自然環境豊かな市です。

本市の人口は、平成 12 年度から令和２年度までの間で 25.1%減となっており、20 年間で人口が約 25%減少しています[2]。また、高齢化率は 17.4 ポイント増加しており、高齢化が進行しています。本市の高齢化率（65 歳以上の人口の割合）は、令和２年度時点で 42.8%であり、人口の約４割は高齢者となっています。

[1] 平成 26 年度東かがわ市概要

[2] 国勢調査

図表 2-1：東かがわ市の人口及び高齢化の推移

| 年 | 平成 12 年国調（2000 年） | 平成 17 年国調（2005 年） | 平成 22 年国調（2010 年） | 平成 27 年国調（2015 年） | 令和 2 年国調（2020 年） | R2/H12 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口（人） | 37,760 | 35,929 | 33,625 | 31,031 | 28,279 | -25.1% |
| 高齢化率 | 25.4% | 29.4% | 34.0% | 39.5% | 42.8% | +17.4 ポイント |

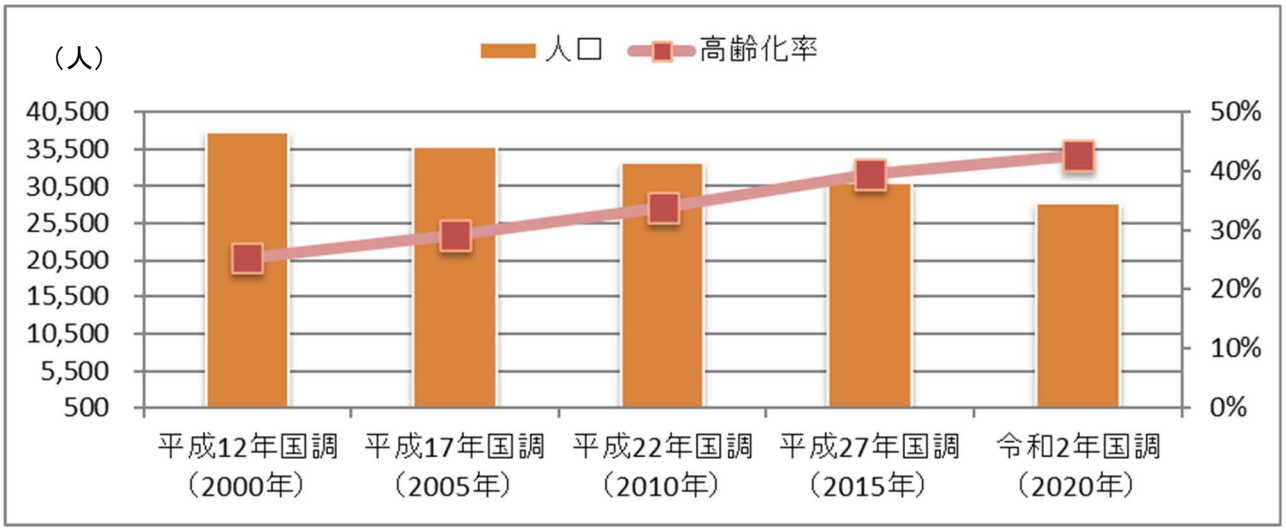


（※各年の国勢調査より作成）

## 第２節　人口の動向と将来予測

わが国では、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに人口減少局面に入っており、地域間経済格差等が、若い世代の地方から東京圏への流出、ひいては東京圏一極集中を招いています。

本市においても、人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでいます。これに併せて住民ニーズも変化していくことが予測されます。今後、人口の減少や人口構成の変化に応じた住民ニーズを把握し、公共サービスのあり方を対応させる必要があります。

本市の総人口は、昭和 40(1965)年以降、減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27(2045)年には、1 万 6 千人程度まで減少する

と予測されています[3]。（図表 2-2）。

人口の減少や人口構成の変化に伴い、住民ニーズも変化しています。利用者が減少し使用頻度の低下した施設や、住民ニーズに対応した公共サービスのあり方も、見直していくことが必要です。今後の人口減少や人口構成の変化による公共施設の利用需要の変化に応じて、公共施設等の最適な量や配置を実現することが望まれます。

図表 2-2：人口の推移

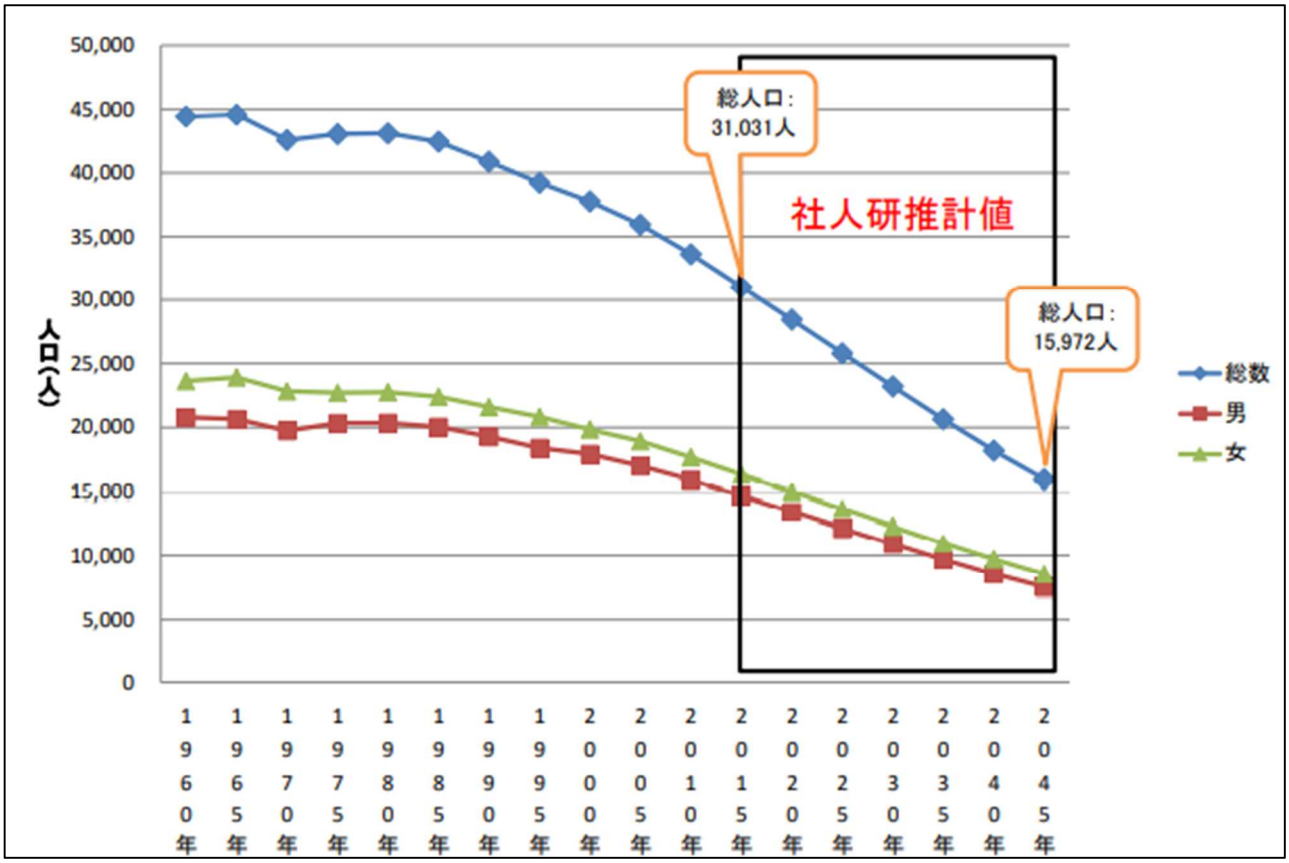


（※東かがわ市　人口ビジョン（令和２年度版）より抜粋）

[3] 東かがわ市人口ビジョン（令和２年度版）

## 第３節　財政状況

本市の歳入及び歳出の推移を下記に示しています。

歳入については、増加傾向になっていますが、内訳としては地方債や国庫支出金の影響が大きくなっており、地方税や地方交付税の金額は横ばいとなっています。

歳出についても、増加傾向になっており、近年、公共施設等に対する大規模な投資的経費の影響が大きくなっています。

今後、コストと財政の適正性の面から、本市の公共施設等に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

図表 2-3：歳入決算額の推移

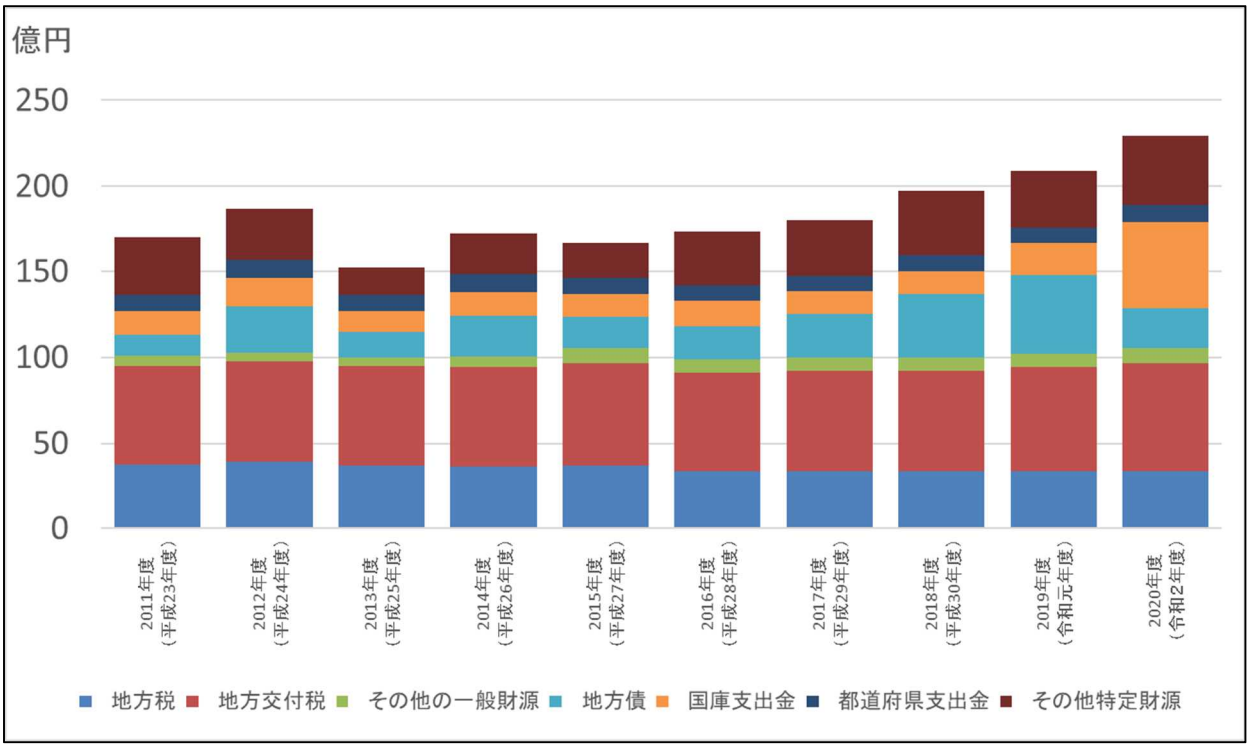


（東かがわ市　決算状況カードより作成）

図表 2-4：歳入状況

単位：（千円）

| | 2011年度（平成23年度） | 2012年度（平成24年度） | 2013年度（平成25年度） | 2014年度（平成26年度） | 2015年度（平成27年度） | 2016年度（平成28年度） | 2017年度（平成29年度） | 2018年度（平成30年度） | 2019年度（令和元年度） | 2020年度（令和２年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般財源 | 10,076,461 | 10,269,387 | 10,012,127 | 10,036,139 | 10,540,455 | 9,888,514 | 9,988,982 | 9,986,283 | 10,197,271 | 10,564,610 |
| 地方税 | 3,746,467 | 3,931,282 | 3,731,412 | 3,630,045 | 3,700,896 | 3,383,401 | 3,369,276 | 3,354,005 | 3,353,158 | 3,378,917 |
| 地方交付税 | 5,769,256 | 5,819,162 | 5,740,378 | 5,816,842 | 5,965,638 | 5,751,290 | 5,842,630 | 5,848,301 | 6,057,312 | 6,304,641 |
| その他の一般財源 | 560,738 | 518,943 | 540,337 | 589,252 | 873,921 | 753,823 | 777,076 | 783,977 | 786,801 | 881,052 |
| 特定財源 | 6,945,984 | 8,419,536 | 5,236,776 | 7,220,156 | 6,195,627 | 7,468,289 | 8,063,996 | 9,744,415 | 10,679,831 | 12,346,952 |
| 地方債 | 1,213,600 | 2,690,800 | 1,487,200 | 2,386,500 | 1,810,300 | 1,896,700 | 2,517,100 | 3,670,000 | 4,563,700 | 2,262,700 |
| 国庫支出金 | 1,377,106 | 1,632,949 | 1,186,447 | 1,360,638 | 1,341,745 | 1,497,417 | 1,355,994 | 1,345,676 | 1,937,713 | 5,112,997 |
| 都道府県支出金 | 978,883 | 1,043,334 | 947,157 | 1,030,832 | 925,142 | 873,674 | 866,064 | 939,386 | 894,613 | 961,717 |
| その他特定財源 | 3,376,395 | 3,052,453 | 1,615,972 | 2,442,186 | 2,118,440 | 3,200,498 | 3,324,838 | 3,789,353 | 3,283,805 | 4,009,538 |
| 歳入合計 | 17,022,445 | 18,688,923 | 15,248,903 | 17,256,295 | 16,736,082 | 17,356,803 | 18,052,978 | 19,730,698 | 20,877,102 | 22,911,562 |

（※東かがわ市　決算状況カードより作成）

図表 2-5：歳出決算額の推移

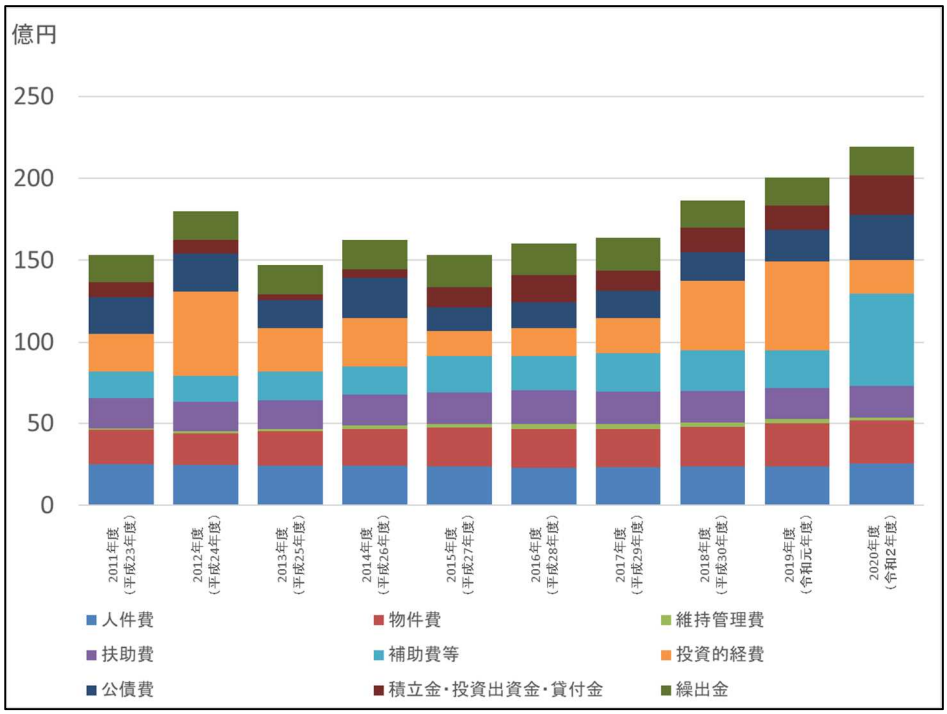


（東かがわ市　決算状況カードより作成）

図表 2-6：歳出状況

単位：（千円）

| | 2011年度（平成23年度） | 2012年度（平成24年度） | 2013年度（平成25年度） | 2014年度（平成26年度） | 2015年度（平成27年度） | 2016年度（平成28年度） | 2017年度（平成29年度） | 2018年度（平成30年度） | 2019年度（令和元年度） | 2020年度（令和２年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 2,511,307 | 2,447,938 | 2,388,536 | 2,420,810 | 2,359,209 | 2,268,377 | 2,300,035 | 2,345,944 | 2,347,369 | 2,546,246 |
| 物件費 | 2,076,699 | 1,952,069 | 2,128,514 | 2,235,964 | 2,375,046 | 2,362,239 | 2,348,947 | 2,444,701 | 2,664,049 | 2,620,859 |
| 維持管理費 | 113,660 | 129,347 | 121,177 | 189,081 | 203,827 | 307,127 | 280,070 | 223,788 | 237,100 | 158,883 |
| 扶助費 | 1,815,218 | 1,756,150 | 1,771,706 | 1,911,057 | 1,937,396 | 2,044,032 | 1,970,574 | 1,933,926 | 1,892,960 | 1,929,881 |
| 補助費等 | 1,629,559 | 1,579,739 | 1,710,290 | 1,680,666 | 2,258,976 | 2,152,059 | 2,410,403 | 2,568,503 | 2,347,527 | 5,706,741 |
| 投資的経費 | 2,376,708 | 5,221,273 | 2,713,723 | 3,031,121 | 1,542,212 | 1,704,123 | 2,161,060 | 4,204,078 | 5,438,258 | 2,031,228 |
| 公債費 | 2,197,070 | 2,327,088 | 1,714,272 | 2,461,921 | 1,443,454 | 1,586,409 | 1,641,126 | 1,755,523 | 1,911,811 | 2,759,251 |
| 積立金・投資出資金・貸付金 | 920,219 | 813,078 | 355,788 | 490,008 | 1,220,643 | 1,680,814 | 1,261,119 | 1,514,292 | 1,506,213 | 2,405,191 |
| 繰出金 | 1,697,087 | 1,762,581 | 1,805,029 | 1,819,384 | 1,978,656 | 1,909,892 | 2,006,343 | 1,649,019 | 1,685,425 | 1,745,340 |
| 合計 | 7,191,084 | 10,124,020 | 6,588,812 | 7,802,434 | 6,184,965 | 6,881,238 | 16,379,677 | 18,639,774 | 20,030,712 | 21,903,620 |

（※東かがわ市　決算状況カードより作成）

歳出状況のうち、公共施設やインフラ等に特に関連のある投資的経費と維持補修費の推移を示しています。

10 か年の推移をみると、投資的経費の 1 年当たり平均は、30.4 億円となります。また、維持補修費（現在要している維持管理経費）の 1 年当たり平均は、2.0 億円となります。

図表 2-7：投資的経費の推移

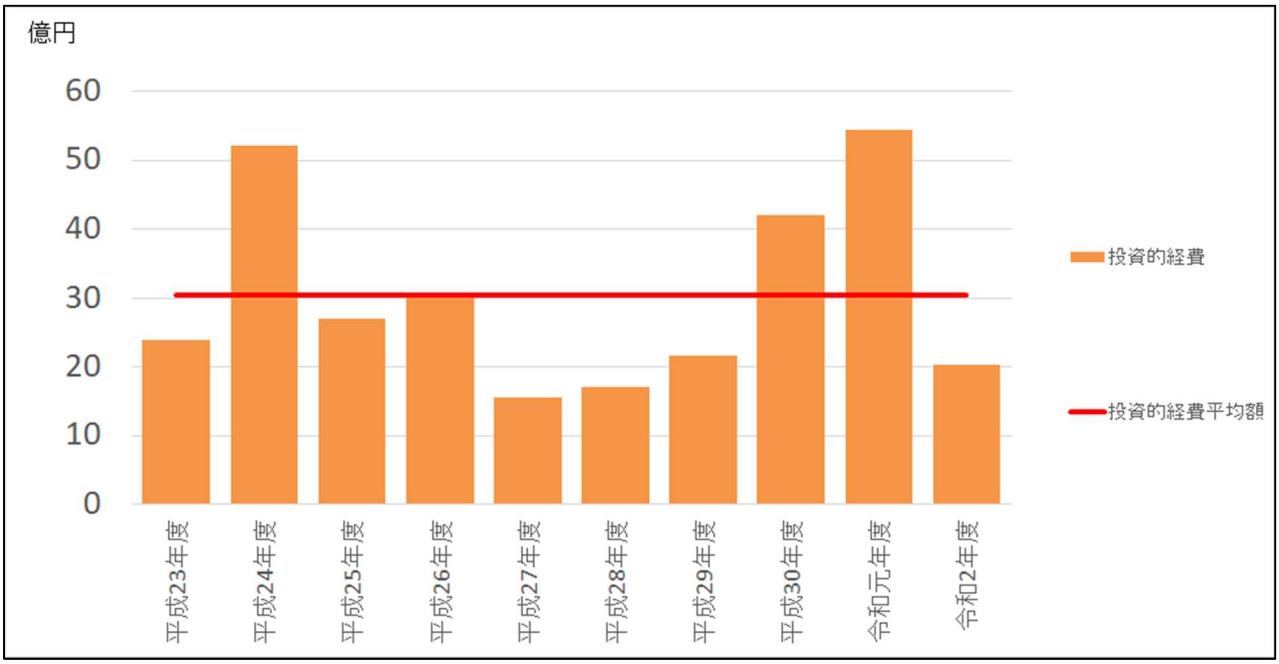


図表 2-8　維持補修費の推移

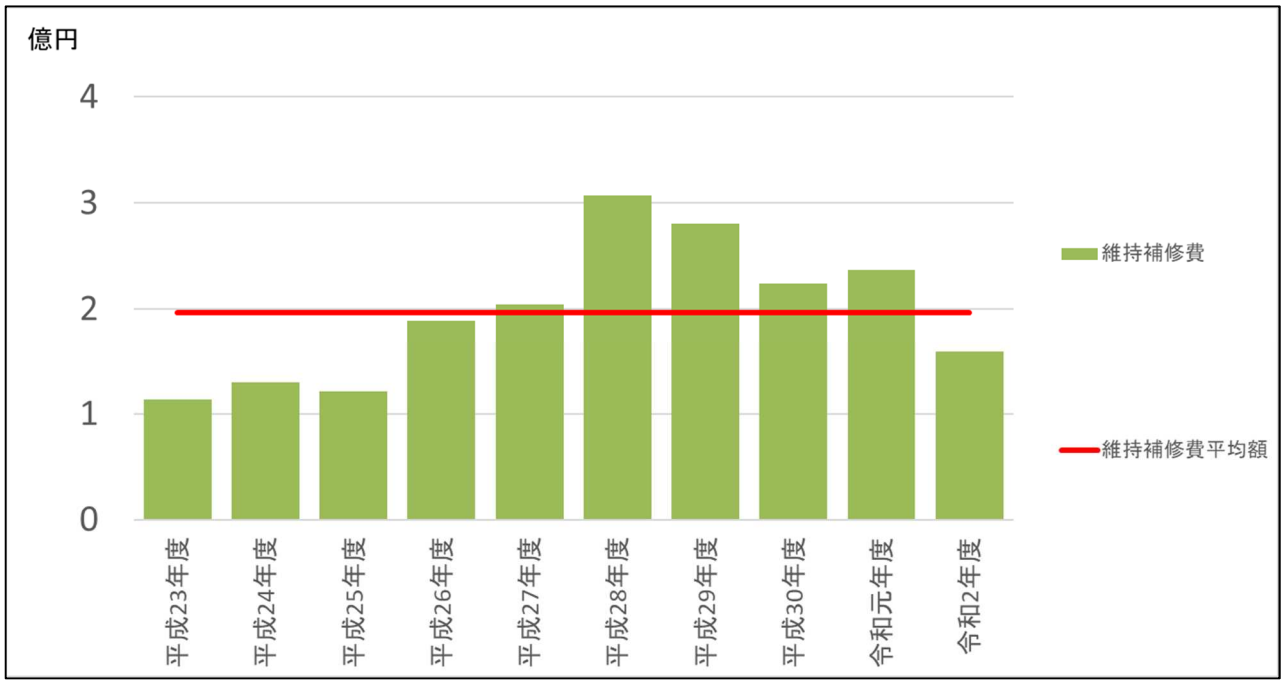

## 第４節 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋梁等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本市の場合は、保有する償却対象資産全体の 50%程度が減価償却をしているということになります。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

図表 2-9　有形固定資産減価償却率の推移

| 平成 27 年度（2015 年度） | 平成 28 年度（2016 年度） | 平成 29 年度（2017 年度） | 平成 30 年度（2018 年度） | 令和元年度（2019 年度） | 令和 2 年度（2020 年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 49.3% | 50.7% | 52.3% | 53.0% | 55.0% | 51.2% |

# 第３章　公共施設等の現状及び将来の見通し

## 第１節　対象施設及び施設保有量

公共施設等総合管理計画で、本市が対象とする公共施設等を 4 つの区分（建物系公共施設、土木系公共施設、情報系施設、企業会計施設）に分類し、施設の保有量を図表 3-1 に示しています。

図表 3-1：対象とする施設分類（機能別分類）

| 区分 | 類型 | 主な施設 | 総面積（㎡）、数量 | 施設数 |
|---|---|---|---|---|
| 建物系公共施設 | 学校教育系施設 | 小・中学校、給食センター等 | 50,589 | 4 |
| | 市民文化系施設 | 交流プラザ、公民館、コミュニティセンター等 | 18,591 | 25 |
| | 社会教育系施設 | 図書館、歴史民俗資料館等 | 3,363 | 2 |
| | スポーツ・レクリエーション系施設 | 体育館、スポーツセンター、温泉、キャンプ場等 | 23,827 | 19 |
| | 産業系施設 | 改善センター、研修センター等 | 1,296 | 9 |
| | 子育て支援施設 | 保育所、認定こども園、児童館等 | 5,591 | 3 |
| | 保健・福祉施設 | シルバー人材センター、社会福祉センター、保健センター等 | 2,889 | 9 |
| | 行政系施設 | 庁舎等、消防屯所等 | 11,337 | 27 |
| | 公営住宅 | 市営住宅等 | 31,125 | 28 |
| | 公園 | 総合運動公園、中央公園等 | 10,961 | 2 |
| | 供給処理施設 | クリーンセンター等 | 786 | 1 |
| | その他 | 斎苑、駐輪場、倉庫等 | 33,128 | 31 |
| 土木系公共施設 | 道路 | 1級、2級、その他市道 | 道路部面積：1,698,864㎡<br>総延長：320,284m | |
| | 橋りょう | PC橋・RC橋・鋼橋等 | 282橋 | |
| 情報系施設 | 情報系施設 | サーバー等 | | |
| 企業会計施設 | 下水道施設 | 排水処理施設等 | | |

## 第２節　建物系公共施設

### 3.2.1　建物系公共施設の整備状況

図表 3-2 は、建物系公共施設の類型ごとの面積割合を示しています。学校教育系施設の面積割合が最も大きく、ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設や公営住宅等も大きな割合を占めています。図表 3-3 は、建物系公共施設の建築年別の面積（施設保有量の推移）を示しており、本市においては、1970～80 年頃を中心に、公共施設を整備してきたことがわかります。平成 27 年度において、建物系公共施設全体の 35.2%を占めていた 1981 年の新耐震化基準以前に建築された施設の比率は、計画的に施設の更新や見直しを図り、平成 30 年度で 23.7%となりました。しかし、建築後 30 年を超える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、今後も施設の更新や見直しを継続する必要があります。

図表 3-2：建物系公共施設の類型ごとの面積割合

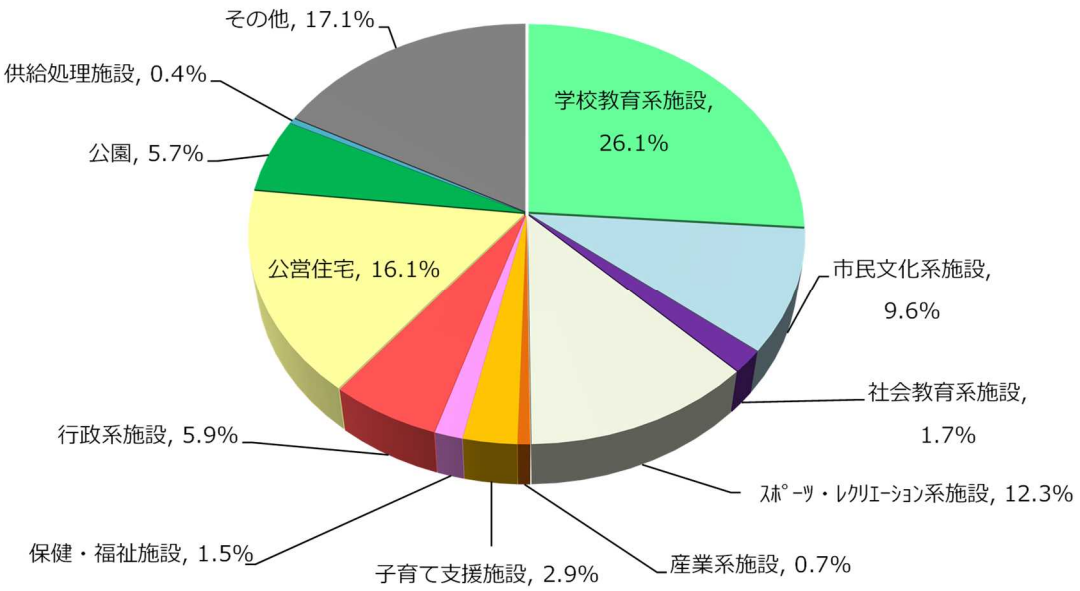

図表 3-3：建物系公共施設　築年別整備状況（施設保有量の推移）

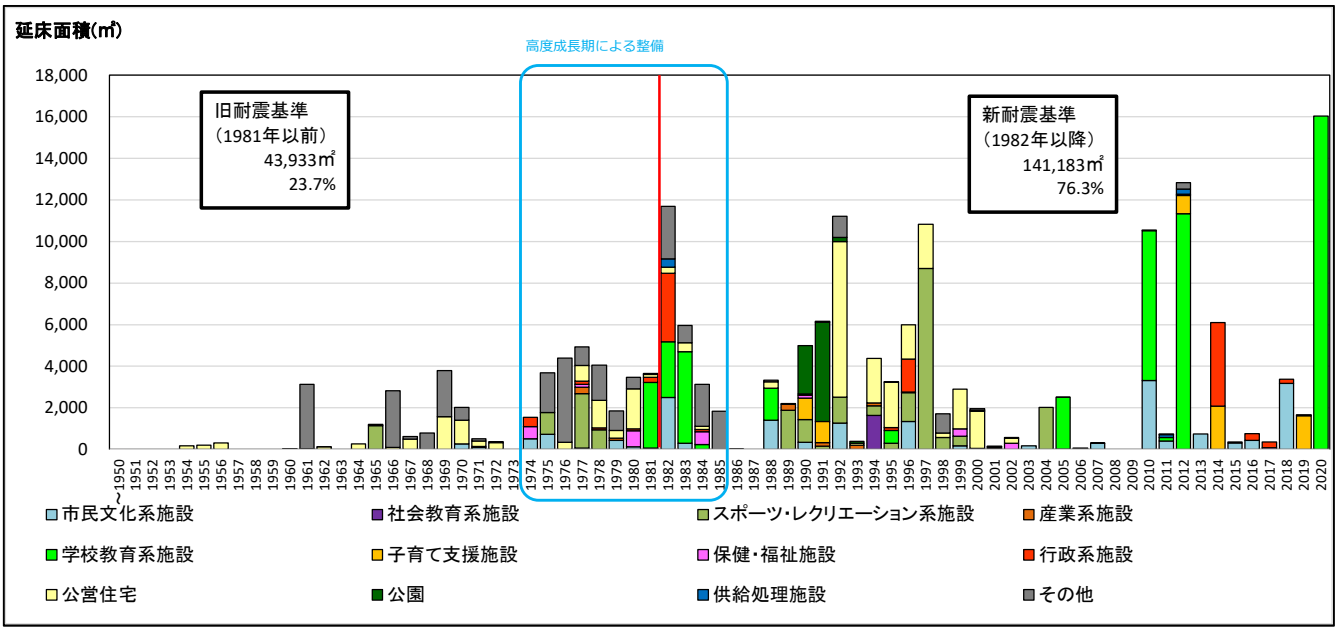


※上下水道施設は含まない

## 3.2.2　過去に行った対策の実績

総合管理計画策定後に、本市が公共施設マネジメントとして実施した対策の主なものとしては、下記の内容が挙げられます。

| 対策の種類 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 解体・撤去等 | 白鳥社会福祉センターの譲渡<br>旧三本松小学校校舎、旧三本松分庁舎の撤去 |
| 建替え・新規取得等 | ひとの駅さんぼんまつの新築（支所、図書館機能を有する複合施設）<br>つばさ交流センターの新築 |
| 統廃合 | 白鳥小中学校の新設（統廃合）<br>引田こども園の新設（統廃合） |

### 3.2.3　建物系公共施設の更新費用の推計（従来型推計）

図表 3-4 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市が所有する公共施設について、現状規模のまま建替えを行った場合、総合管理計画策定時（平成 27 年度）時点では、今後 40 年間で 712.5 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 17.8 億円かかる試算となりました。

総合管理計画改定時（令和３年度）時点では、今後 40 年間の更新費用総額は 623.6 億円、年平均に換算すると、15.6 億円になるという推計結果となりました。

今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられます。既存施設への機能の集約化、利用者ニーズの変化に対応した施設のあり方についての検討が必要となります。

図表 3-4：建物系公共施設の更新費用（従来型推計）

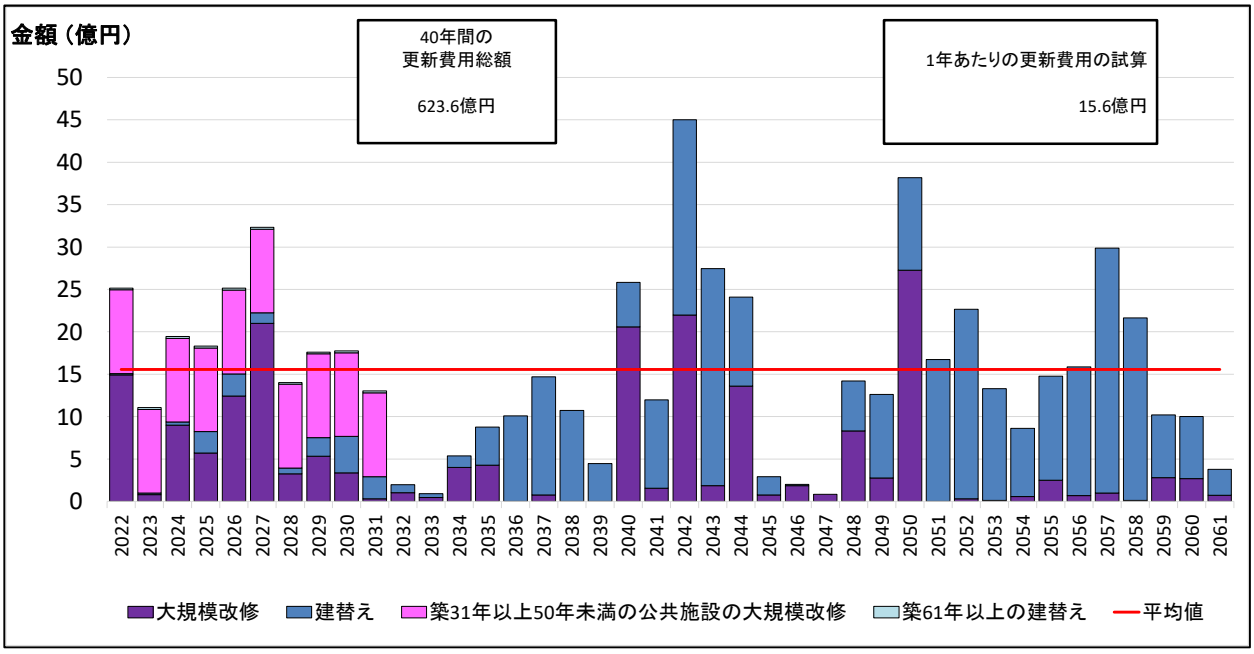


※上下水道施設、普通財産に該当する施設は含まない

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 40 年間（2022～2061 年）の更新費用の合計 | 623.6 億円 | 1 年あたり更新費用 | 15.6 億円 |

更新費用推計（従来型）の前提条件及び試算方法

**試算の方法**

・耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

更新単価　×　延床面積　＝　更新費用

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

**耐用年数の設定**

・一律で 60 年として試算。（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」より）

**更新年数の設定**

・建築後 30 年で大規模改修（改修期間 2 年）

・建築後 60 年で建替え（建替期間 3 年）

・経過年数が 30 年を超え 50 年以下の場合は今後 10 年間で大規模改修（均等割）

・経過年数が 50 年を超えている場合は、大規模改修は行わず 60 年を経た年度に建替え

・経過年数が 60 年を超えている場合は、今後 10 年間で建替え（均等割）。

**試算に用いる単価**

下表は、建築系公共施設の更新単価を示した表である。

表　更新費用推計に関する設定・更新単価

| 施設分類 | 建替単価（円/㎡） | 改修単価（円/㎡） |
|---|---|---|
| 市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設 | 400,000 | 250,000 |
| スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他施設 | 360,000 | 200,000 |
| 学校教育施設、子育て支援施設 | 330,000 | 170,000 |
| 公営住宅 | 280,000 | 170,000 |

（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価を参照）

### 3.2.4　将来の更新費用の推計（長寿命化型推計）

予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図る場合の推計を算出します。新耐震基準以降に建設された建物は長寿命化を図り、耐用年数を 80 年とし、旧耐震基準の建物は従来型と同じ試算条件とします。

長寿命化対策を考慮した場合の更新費用推計を行った結果、今後 40 年間の更新費用総額は 486.6 億円、年平均に換算すると、12.2 億円になるという推計結果となりました。従来型の場合と比べて、年当たり約 3.4 億円の更新費用の削減が見込まれます。

図表 3-5：建物系公共施設の更新費用（長寿命化型推計）

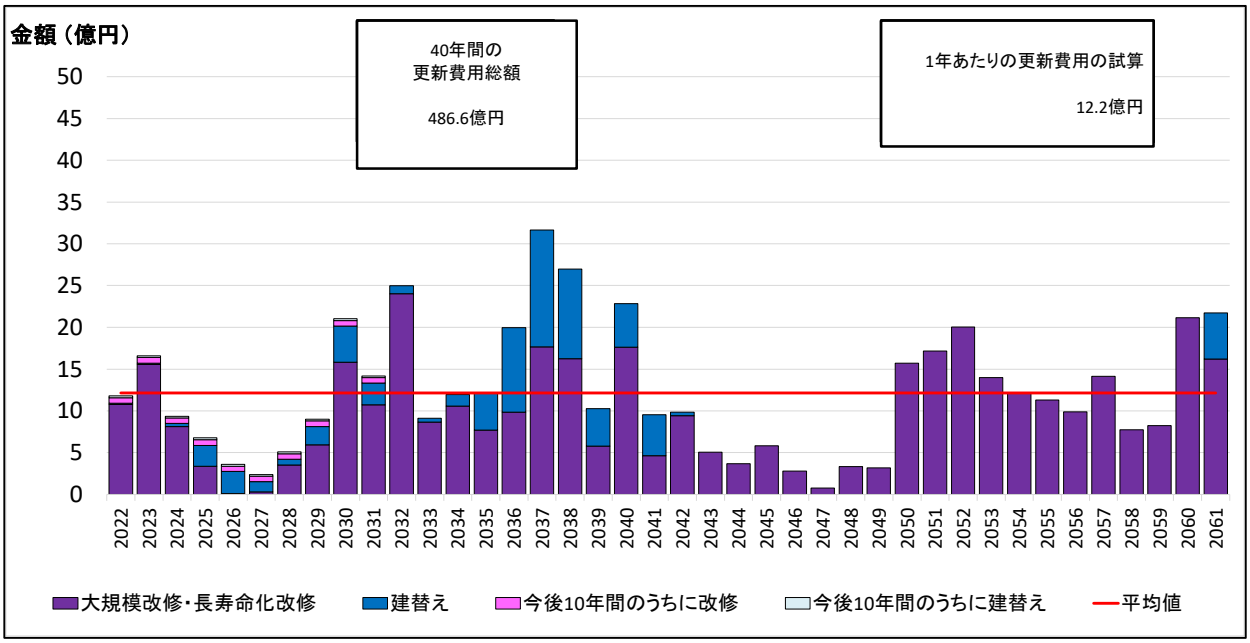


※上下水道施設、普通財産に該当する施設は含まない

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 40 年間（2022～2061 年）の更新費用の合計 | 486.6 億円 | 1 年あたり更新費用 | 12.2 億円 |

更新費用推計（長寿命化型）の前提条件及び試算方法

**試算の方法**

・計算は、従来型と同様、更新単価　×　延床面積　＝　更新費用

・旧耐震基準の建物は、従来型の条件と同様。新耐震基準の建物は、以下に示す長寿命化型の条件で試算を行う。

**耐用年数の設定（長寿命化型）**

・長寿命化型の目標耐用年数 80 年

**更新年数の設定（長寿命化型）**

・建築後 40 年で長寿命化型改修（改修期間 2 年）

・建築後 20 年、60 年で予防保全的な大規模改修（改修期間 1 年）

・建築後 80 年で建替え（建替期間 3 年）

・改修や建替えの時期を過ぎてしまっている場合は、従来型と同様、今後 10 年間で均等割

**試算に用いる単価（長寿命化型）**

・建替えの単価は、従来型と同様。大規模改修（予防保全）と長寿命化改修の単価は下表のとおり。

表 7　長寿命化型の更新費用推計に関する設定・更新単価

| 施設分類 | 建替単価（円/㎡） | 長寿命化改修単価（円/㎡） | 大規模改修（予防保全）単価（円/㎡） |
|---|---|---|---|
| 市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設 | 400,000 | 240,000 | 100,000 |
| スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他施設 | 360,000 | 216,000 | 90,000 |
| 学校教育施設、子育て支援施設 | 330,000 | 198,000 | 82,500 |
| 公営住宅 | 280,000 | 168,000 | 70,000 |

（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフト及び学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフトを参照）

### 3.2.4　個別施設計画との比較

前述の従来型推計及び長寿命化型推計に内容を踏まえて、令和２年度に「東かがわ市公共施設個別施設計画」（以下、個別施設計画という。）を策定しました。個別施設計画の作成にあたっては、今後廃止をする予定の施設、更新や改修の費用をかける必要のない施設、長寿命化を図る施設の把握等を行い、充当可能な財源の範囲内で、それぞれの状況に応じた対策費用を設定しました。その結果、１年あたり更新費用は 12 億円（10 か年合計が約 119.8 億円）となりました。従来型の場合と比べて、年当たり約 3.6 億円の更新費用の削減が見込まれます。

個別施設計画は、長寿命化型推計に対して、短期的な計画となりますが、推計と同程度の費用を見込んでおります。（但し、施設個別施設計画では公営住宅等は含まれていません。）一方で計画期間の後期に、先送りする対策も生じていると考えられるため、今後は中長期的な費用の平準化を図っていく必要があります。

図表 3-6：個別施設計画　10 か年の実施計画

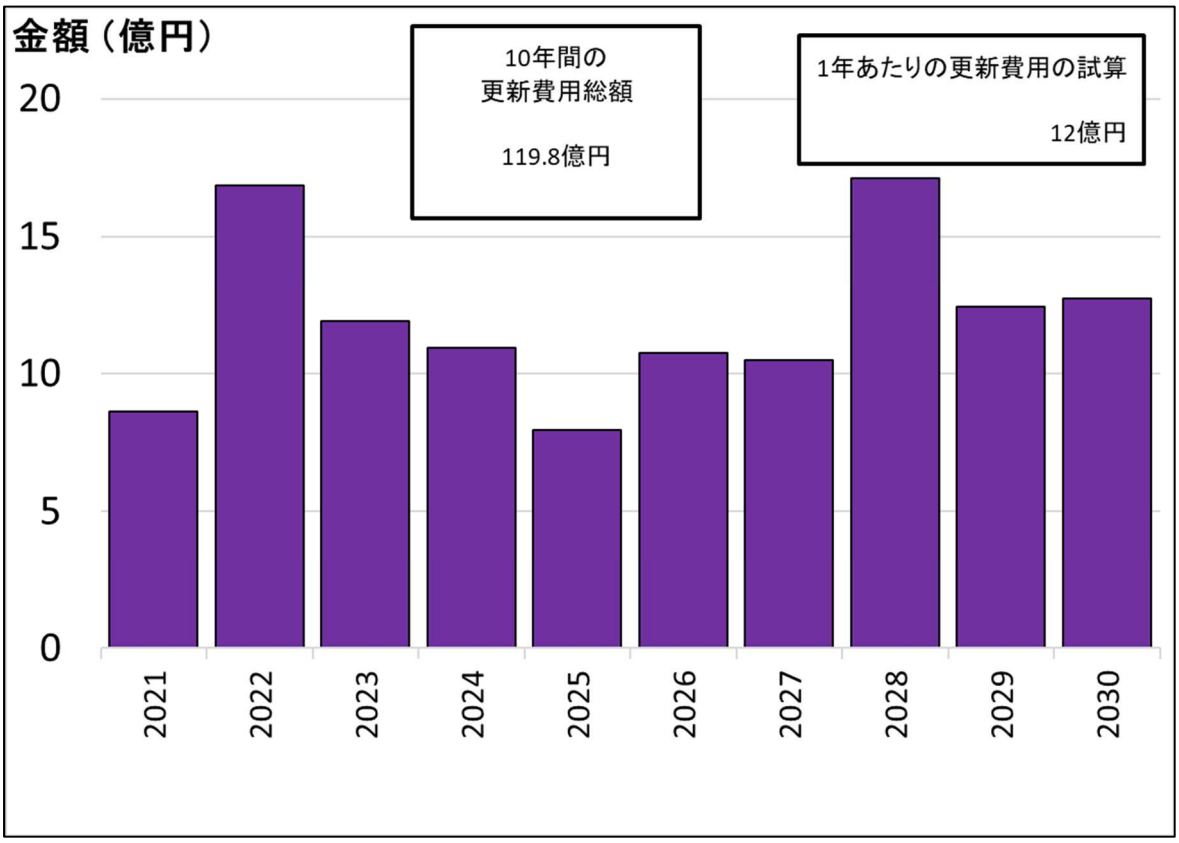


（東かがわ市公共施設個別施設計画（令和２年度策定）より）

## 第３節　土木系公共施設

### 3.3.1　道路の将来の更新費用の見込み

図表 3-7 は、道路の将来の更新費用の推計を示しており、本市が所有する道路について、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 217.1 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 5.4 億円かかる試算となりました。

図表 3-7：道路の更新費用

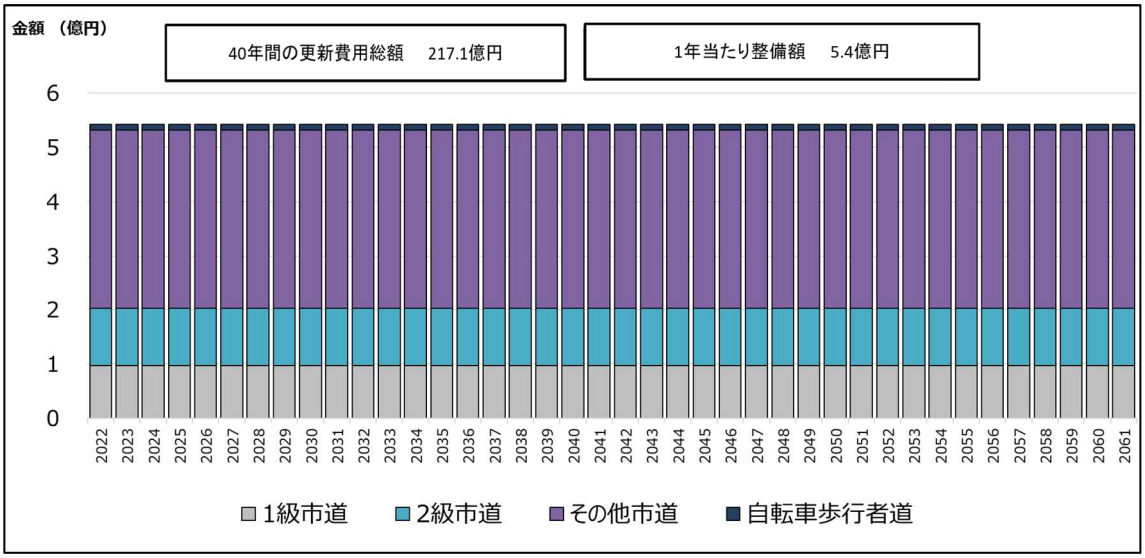


| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 40 年間（2022～2061 年）の更新費用の合計 | 217.1 億円 | 1 年あたり更新費用 | 5.4 億円 |

### 3.3.2　橋りょうの将来の更新費用の見込み

橋梁については、東かがわ市橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年度策定）より、費用の見込みを整理しています。計画では、対象となる 286 橋（橋長 2m 以上）について、今後 50 年間に必要とされる費用を予測した結果、予防的な修繕により対応した場合約 8.4 億円、年平均を計算すると毎年 1,680 万円となりました。

予防的な修繕を行わない対症療法型の場合は、今後 50 年間で約 88.5 億円という推計結果であるため、長期的に見れば、修繕費の大幅な縮減（約 80 億円）が見込まれます。

図表 3-8：橋りょうの更新費用

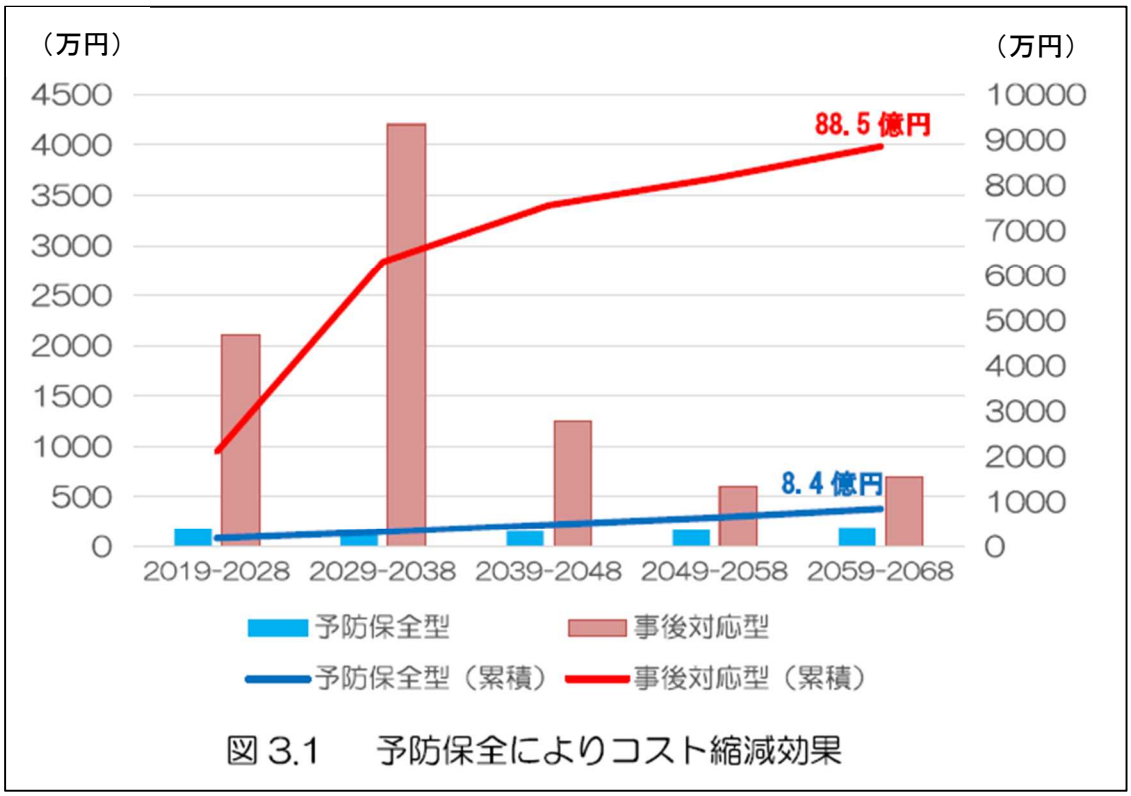


（東かがわ市橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年度策定）より抜粋）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 50 年間（2019～2068 年）の更新費用の合計 | 8.4 億円 | 1 年あたり更新費用 | 1,680 万円 |

### 3.3.3　農道・林道の将来の更新費用の見込み

農道については、東かがわ市農道保全計画より、費用の見込みを整理しています。市管理農道の舗装・修繕に単年平均で 1,200 万円を投入していることが分かりました。今後の更新費用についても、毎年 1,200 万円を見込むこととします。

| | |
|---|---|
| 1 年あたり更新費用 | 1,200 万円 |

林道については、東かがわ市林道施設長寿命化計画より、費用の見込みを整理しています。対策費用の概算が算出されており、今後 6 年間で必要とされる費用は 1,850 万円、年平均を計算すると毎年 300 万円となりました。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 6 年間の更新費用の合計 | 1,850 万円 | 1 年あたり更新費用 | 300 万円 |

### 3.3.4　港湾・漁港施設の将来の更新費用の見込み

港湾については、安戸港長寿命化計画より、費用の見込みを整理しています。計画では、長寿命化及び予算の平準化を踏まえて、実施計画を策定しており、下図のようになっています。今後 50 年間で必要とされる費用は 8,850 万円、年平均を計算すると毎年 177 万円となりました。

図表 3-9：港湾の更新費用

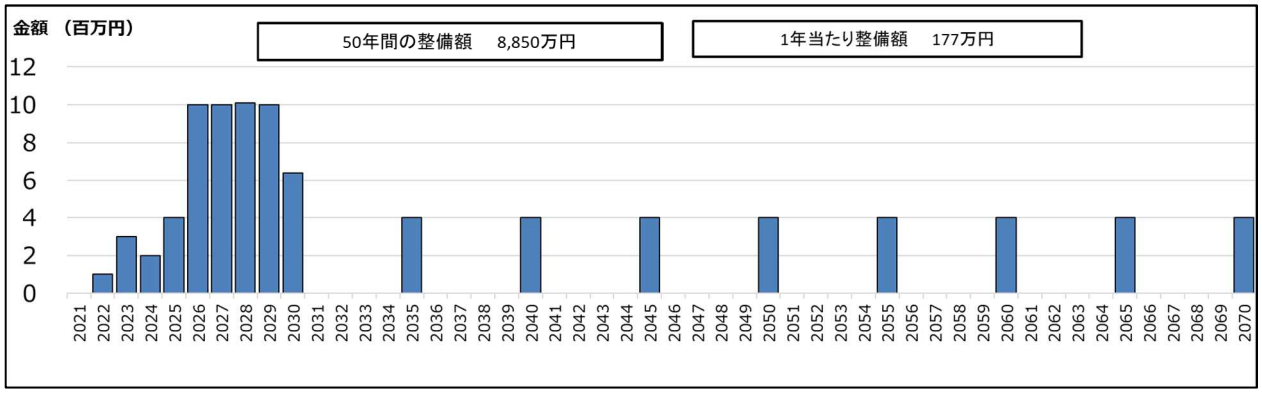


| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 50 年間（2021～2070 年）の更新費用の合計 | 8,850 万円 | 1 年あたり更新費用 | 177 万円 |

漁港については、漁港海岸長寿命化計画より、各漁港の全対象施設分の費用の見込みを整理しています。計画では、長寿命化及び予算の平準化を踏まえて、実施計画を策定しており、下図のようになっています。今後 49 年間で必要とされる費用は 4 億 6,200 万円万円、年平均を計算すると毎年 940 万円となりました。

図表 3-10：漁港の更新費用

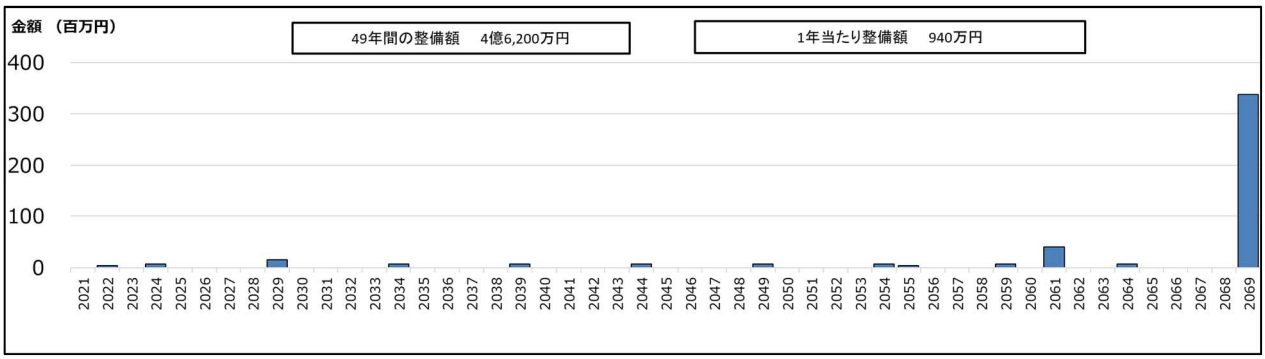


| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 49 年間（2021～2069 年）の更新費用の合計 | 4 億 6200 万円 | 1 年あたり更新費用 | 940 万円 |

## 第４節　情報系施設

### 3.4.1　情報系施設の将来の更新費用の見込み

図表 3-11 は、情報系施設の将来の更新費用の推計を示しています。本市では情報通信基盤整備を推進しており、市内全域をカバーする光ファイバーケーブルの整備を行いました。これらの情報系施設について、下表の条件で、事業費ベースの推計を行った結果、40 年間で 36 億円の更新費用を要し、年平均を計算すると、毎年 9,000 万円かかる試算となりました。

| 設備種別 | 取替え・更新 |
|---|---|
| サーバー設備 | 5年 |
| 局舎（送受信所用） | 60年 |
| 電気設備 | 15年 |

※更新単価は、すべて事業費の 100%

図表 3-11：情報系施設の更新費用

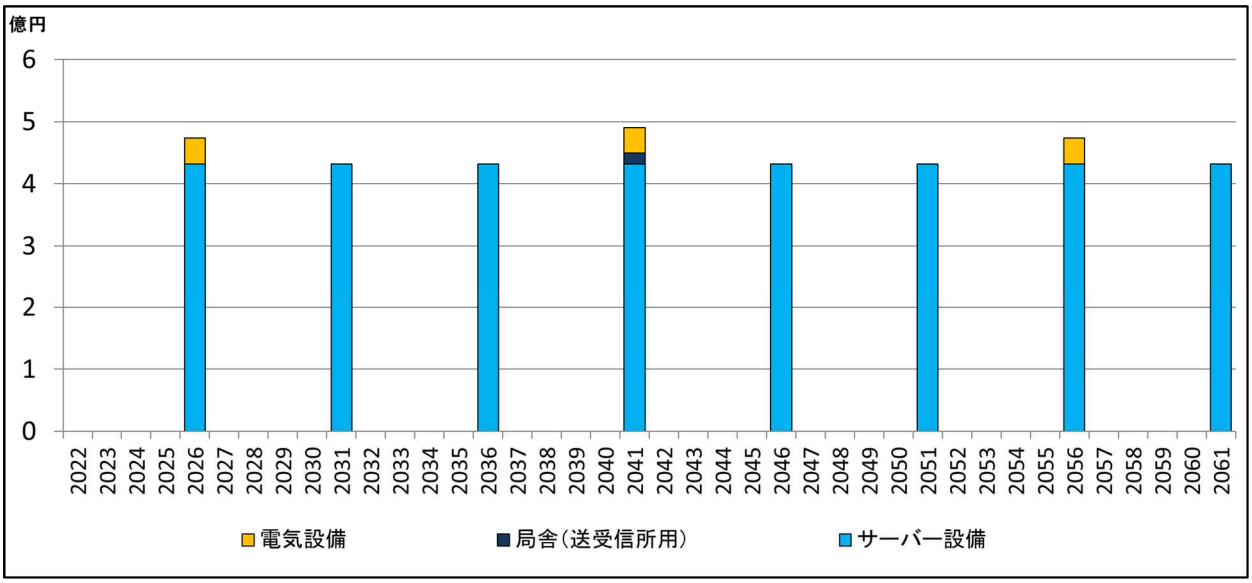


（※地域情報通信基盤整備推進事業実績報告書より算定）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 40 年間（2022～2061 年）の更新費用の合計 | 36 億円 | 1 年あたり更新費用 | 9,000 万円 |

## 第５節　企業会計施設

### 3.5.1　下水道施設の更新費用の推計

下水道施設については、経営戦略より、費用の見込みを整理しています。2020 年度から 2029 年度の 10 年間で必要とされる費用は 22.7 億円、年平均を計算すると毎年 2 億 3,000 万円となりました。

図表 3-12：下水道施設の更新費用

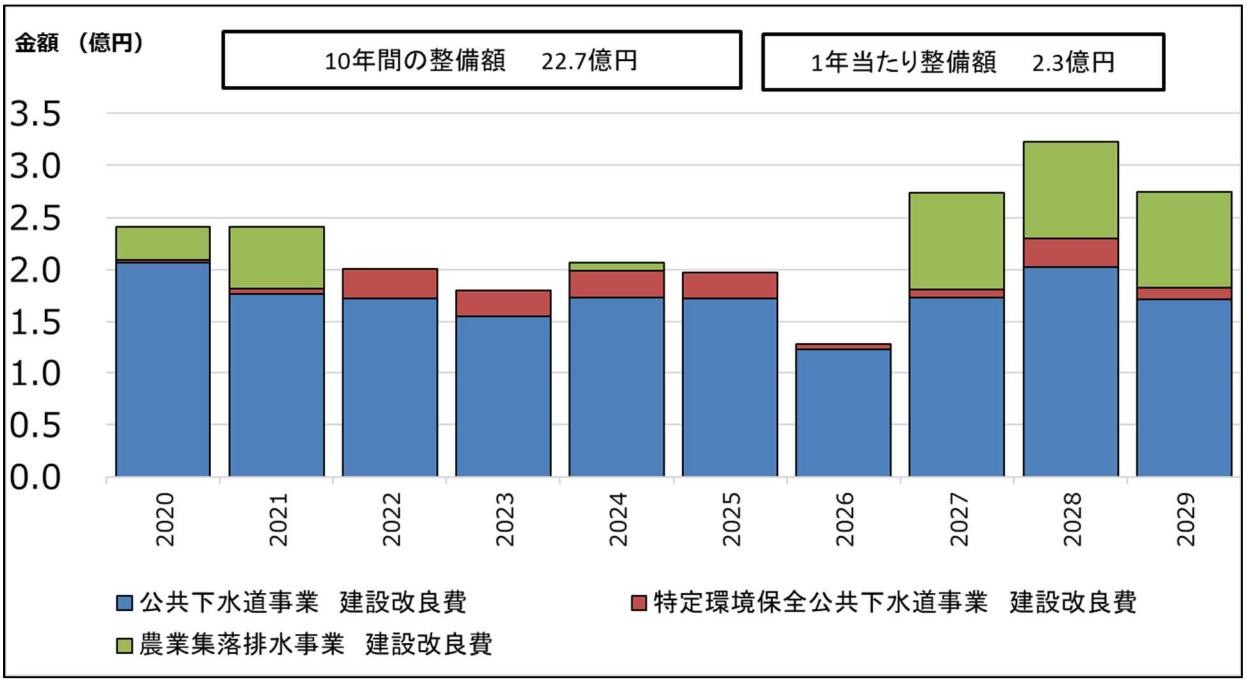


| | | | |
|---|---|---|---|
| 今後 10 年間（2020～2029 年）の更新費用の合計 | 22.7 億円 | 1 年あたり更新費用 | 2.3 億円 |

## 第６節　公共施設とインフラ全体

公共施設とインフラ全体の将来の更新費用について、長寿命化対策も加味して見込みを整理しています。整理した結果１か年当たり経費見込みの合計は 21.2 億円となりました。今後の財政状況が厳しさを増すことが予想されることから、施設の保有面積の縮減や維持管理コストの縮減等についても検討していく必要があります。

図表 3-13：公共施設とインフラ全体の将来の更新費用

| 種別 | 計画期間中の経費見込み | 計画（推計）期間 | １か年当たり経費見込み | 算定根拠 |
|---|---|---|---|---|
| 建物系公共施設（改修費用+建替費用） | 494 億円 | 40 年間 | 12.2 億円 | 長寿命化型推計（公共施設等更新費用試算ソフト・学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト準拠） |
| 道路 | 217.1 億円 | 40 年間 | 5.4 億円 | 更新費用推計（公共施設等更新費用試算ソフト準拠） |
| 橋梁 | 8.4 億円 | 50 年間 | 1,680 万円 | 東かがわ市橋梁長寿命化修繕計画 |
| 農道 | - | - | 1,200 万円 | 東かがわ市農道保全計画 |
| 林道 | 1,850 万円 | 6 年間 | 300 万円 | 東かがわ市林道施設長寿命化計 |
| 港湾 | 8,850 万円 | 50 年間 | 177 万円 | 安戸港長寿命化計画 |
| 漁港 | 4 億 6200 万円 | 49 年間 | 940 万円 | 漁港海岸長寿命化計画 |
| 情報系施設 | 36 億円 | 40 年間 | 9,000 万円 | 地域情報通信基盤整備推進事業実績報告書 |
| 下水道 | 22.7 億円 | 10 年間 | 2.3 億円 | 経営戦略 |
| | | １か年当たり経費見込みの合計 | **21.2 億円** | |

## ＜充当可能な財源の見込みについて＞

直近５か年の実績をもとに、充当可能な財源の見込みとし、財政制約ラインとして設定します。直近５か年の投資的経費の平均を算出した結果、年平均で約 12.4 億円となりました。3.2.4 で述べた、建物系公共施設の１か年当たり経費見込みは 12.2 億円であるため、充当可能な財源の範囲であることが分かります。

施設の再配置や計画的な更新の実施等の取り組みを引き続き実施し、財政制約ラインを目安に施設の更新を行うこととします。また、個別施設計画で示したように、施設の状況に応じた実施計画の作成、精査を行うことで、更新費用の平準化にも配慮していく必要があります。

インフラ施設については、今後も継続的に適切な住民サービスの提供を行うためにも総量は維持していきますが、予防保全によるライフサイクルコストの低減等に努めます。

図表 3-14：建物系公共施設の５カ年の投資的経費

| 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和２年度 | |
| 投資的経費（千円） | 748,195 | 1,246,602 | 2,630,185 | 645,797 | 918,019 | 1,237,760 |

５か年の決算統計データより集計（一部の統廃合事業の影響は除いた金額）

# 第４章　公共施設等の総合的な基本方針

## 第１節　基本方針

建物系公共施設

**●新しい施設を作る際は、複合化を検討します。**

**●施設の延床面積を最適化していきます。**

**●施設を長く使う取り組みを実施します。**

**●公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。**

今後、新しい施設を作る際は、複合化を検討します。また、必要なサービス水準を確保しつつ総量の縮減を推進することとし、新規整備を抑制し、施設保有量の削減を進めます。長寿命化対策では、修繕や改修などによって機能維持を図るだけではなく、住民のニーズに応える付加価値を高めることが重要となります。将来の人口推移や財政状況を踏まえながら、既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルを実施することとします。

また、すべての人が安全かつ快適に利用しやすい施設となるよう、常にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、必要に応じた整備・改修等を進めます。多くの市民が利用する公共施設等のバリアフリー化や、新設の際には計画段階からユニバーサルデザイン化を図るとともに、円滑な案内・誘導施設、通路の段差解消等の整備を推進します。

インフラ系公共施設（土木系公共施設、情報系施設、企業会計施設）

**●財源を維持し、効率的なまちづくりを推進します。**

**●ライフサイクルコストを縮減します。**

**●新設及び改修・更新をバランスよく実施します。**

インフラ系施設は、財政状況を考慮しながら、必要な整備を行います。長寿命化計画等に基づき、予防保全型の維持管理を推進し、保全費用の平準化を図り、安全な施設整備を行います。また、トータルコストを縮減するだけでなく、特定の時期に改修・更新等にかかる財政支出が過度に集中しないよう平準化も図ります。

「東かがわ市基本構想」の中では、『多くの公共施設が更新時期を迎える中で、施設の効率的運用、利用者の利便性の向上、まちの活性化という３つの視点を基本として、施設の複合化や再配置などを多角的に検討』することを記載しています。基本構想やその他の計画等について整理し、本計画内で更新費用推計等の状況把握を行った結果として、上記の基本方針を定めました。

## 第２節　維持管理の方針

基本方針を原則として、維持管理に関する実施方針について定めました。

### （１）点検・診断の実施方針

長寿命化を図るためには、計画的に改修工事などを行うだけでなく、日常的・定期的に施設の点検や清掃、情報管理を行う必要があります。日常的・定期的に維持管理を行うことで、建物の劣化状況を詳細に把握でき、より早急に異常に気付くことができるため、施設等に応じた維持、改修内容や時期を計画に反映することができます。

点検項目を整理し、継続的に点検を実施します。また、点検結果をデータ管理し、劣化の状況から整備レベル、維持管理等のメンテナンスの現状を把握します。 点検結果から特に問題のある施設については、劣化状況から原因や、改修方法、仕様や更新周期等を詳細に把握し、改善につなげます。

### （２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

全対象施設において点検・診断を実施することによって、修繕等の必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実行します。また、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用するという、メンテナンスサイクルを施設類型ごとに構築していくこととします。

今後、住民生活に必要性が認められる施設については、修繕・更新の機会をとらえて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化を図ります。一方で、必要性が認められない施設については、廃止・除却を進める

こととします。中長期的な視点に立って、長寿命化コストの縮減と年度間のコスト平準化を推進します。

### （３）安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件です。点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等または、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等に対しては、当総合管理計画や個別施設計画に基づきスピード感を持って安全対策や除却等を推進します。

点検診断により明らかになった危険部位は、現地状況を確認の上、適正に修繕を実施します。また、住民や利用者の安全を第一に、事故になりうる危険箇所には立入禁止等の処理をします。今後は、点検による問題個所の早期発見と修繕の実施により、危険部位を未然に防ぎ、定期的に屋上、屋根等の清掃を行い劣化の進行を遅らせ、長寿命化を図ります。

また、除却に際しては、地方債の特例措置をはじめとする国の地方財政措置を有効的に活用します。

### （４）耐震化及び国土強靱化[4]の実施方針

災害時において防災拠点等となる公共施設等の耐震化を進めます。また、防災拠点ではない公共施設等についても、早期の耐震化を推進します。

南海トラフを震源域とする地震や中央構造線(三野・池田断層) を震源域とする地震、長尾断層を震源域とする地震等について、同時かつ連続的に発生する複合災害への的確な対応を図るために、県計画とも密接に連携し、国土強靱化に資する公共施設等の長寿命化を推進します。

### （５）長寿命化の実施方針

長寿命化が必要と判断された施設については、その延長期間を一世代相当分延長することを目標とします。目標を達成するため、経済的かつ効果的で、環境負荷低減や災害対応にも配慮した予防保全措置を適切に講じていくこととします。また、長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施に当たっては、従来の平均的な更新時期

---

[4] 国土強靭化とは、政府が掲げる主要な政策指針の一つであり、「国土の均衡ある発展」によって地域活性化を促進することを目指している。

に建替える場合と比べて、ＬＣＣ（ライフサイクルコスト）の削減を図ることとします。なお、各施設の長寿命化の具体的な方針については、個別の実施計画等において定めます。

公共施設等のコストに関しては、ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）の考え方を適用し、建設時のコストに加え、維持・運営及び改修に必要なコストも含めていきます（図表 4-1）。建物のライフサイクルコストは、規模や用途などによって変化しますが、一例をあげると、建物を建設してから解体するまで 60 年とすると、建設時のコストの割合は約 23%、修繕費が約 10%、改修費が約 14%、維持管理費が残りの約 53%を占めます。建築物の解体までの年数や用途などにより割合は変化しますが、60 年で解体する場合、建物の建設費を 1 として、建設費を省いた維持更新費は建設費の約 3.4 倍となります。

今後は、予防保全型の管理を行うこととし、健全度を保ちながら、耐用年数を延ばし、長寿命化を図っていくため、適切な時期での大規模改修工事や計画的な修繕を行っていきます。長寿命化の目標耐用年数については、「建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)」に基づき、鉄筋コンクリート造の建物を 80 年と設定します。

図表 4-1：建物のライフサイクルコスト（LCC）の考え方

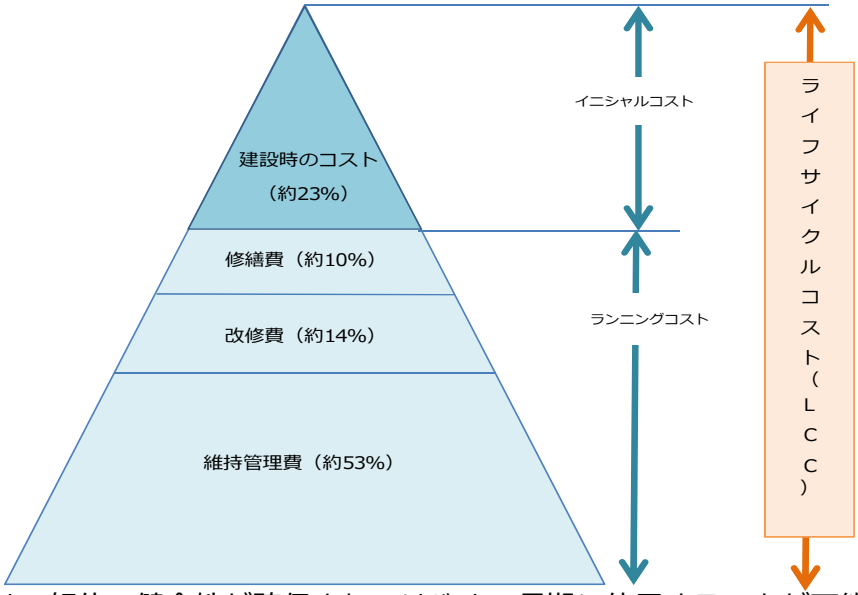


建築物は、躯体の健全性が確保されてはじめて長期に使用することが可能となります。

図表 4-2：長寿命化のイメージ（目標耐用年数 80 年）

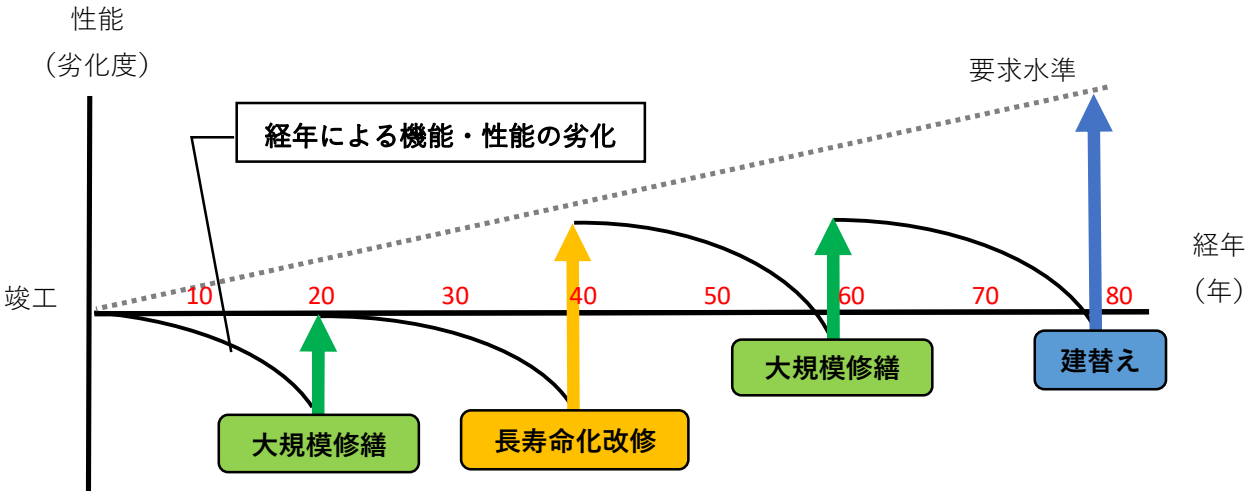


| 大規模修繕 | 長寿命化改修 | |
|---|---|---|
| 経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事 | 経年劣化による機能回復工事と、耐用性、快適性、省エネ性を確保するための機能向上工事 | |
| ・屋上防水改修<br>・外壁改修<br>・トイレ改修<br>・内装改修<br>・設備機器改修<br>・劣化の著しい部位の修繕<br>・故障、不具合修繕 等 | ・屋上防水改修<br>・外壁改修<br>・トイレ改修<br>・内装改修<br>・設備機器改修<br>・劣化の著しい部位の修繕<br>・故障、不具合修繕 等 | ・コンクリート中性化対策<br>・鉄筋の腐食対策<br>・バリアフリー改修<br>・外壁、屋上の断熱化改修<br>・省エネルギー機器への更新 |

### （６）統合や廃止の推進方針

統合や廃止の検討に当たっては、将来の人口見通しや行政コスト縮減を勘案し、施設総量や配置の最適化を図ります。公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が伴いますが、それを最小限にするために、公共施設のコンパクト化等の施策について住民合意の可能性を検討する必要があります。本市の施設の統廃合や遊休施設の活用は、住民、議会等と十分に協議しながら検討していくこととします。その際、既存の施設体系の役割に縛られることなく、将来その地域に何が必要なのかを考慮していきます。

また、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出し、施設を診断します。評価方法は、施設のハード面だけではなく、ソフト面からも診断を行い、診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

さらに、管理運営手法についても、より一層の一元化や効率化を進めるとともに、結果的に遊休の施設や土地が生じた場合は、転用をはじめとする有効活用や除却、処分について、スピード感を持って実施することとします。除却を行う場合は、地方債の特例措置を有効的に活用します。

なお、各類型における施設の統廃合、除却等の具体的な方針については、個別の実施計画等において定めます。

### （７）住民との情報共有の実施方針

本計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。

今後とも、公共施設等のあり方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報について、ホームページ等をはじめとする各種広報媒体などを通じ、これまで以上に積極的に開示していくこととします。

### （８）ＰＰＰ[5]／ＰＦＩ[6]活用の実施方針

今後、ＰＰＰ／ＰＦＩ方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを積極的に活用し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ることとします。

また、住民サービスの充実や行政コストの削減、さらには新たな歳入の確保を図るため、ＰＰＰ/ＰＦＩ・コンセッション等の新たな行政手法の導入件数を今後増やしていくことを目標とします。

---

[5] PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームである。

[6] PFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）は、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

### （９）全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針

本計画を戦略的に実行していくためには、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。今後、教育機関、関連団体、関連民間企業などの知見や意見を積極的に取り入れ活用するとともに、連携・協力を密にすることにより、総合管理計画の推進を図ることとします。また、市町間の情報共有を行うことによって、計画推進に関する相互支援や広域的連携を積極的に行うこととします。

上述の取組体制のもと、PDCA サイクル[7]を活用し、進捗管理や計画の見直しに継続的な取り組みます。

### （10）ユニバーサルデザイン化推進の方針

「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」（平成２９年２月２０日ユニバーサルデザイン２０２０関係閣僚会議決定）の考え方を踏まえて、本市においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

### （11）地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

本計画は、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載しています。

固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データや、その他の施設マネジメント情報を活用して、現状分析や方針の見直しを行っていきます。

### （12）保有する財産の活用や処分に関する基本方針

本市では、売却可能候補地を市のホームページで掲載する等の取組みを実施しています。今後も、財産の活用や処分に関しては、庁内の関連部局で、連携協力しながら、方針やルールづくりを進めていきます。

---

7 事業について、計画を立て（Plan）→実施し（Do）→結果を評価し（Check）→改善し（Act）、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組み。

# 第５章　施設類型ごとの基本方針

## 第１節　施設類型ごとの基本方針について

第 4 章で示した「公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針」に基づいて、施設類型ごとに基本方針を定め、取組を進めます。

基本方針については、施設の①数量、②品質、③コストの３つの適正性の考え方をまとめており、下記のように内容を記載しています。

①施設の**数量**の適正性に関する基本的な考え方

・・・施設の統配合・更新の方針、施設数や敷地面積に関する考え方等

②施設の**品質**の適正性に関する基本的な考え方

・・・施設の維持・管理の方針、災害等に対する安全確保、耐震化、長寿命化に関する考え方等

③施設の**コスト**の適正性に関する基本的な考え方

・・・施設の省エネ対策、コスト削減、経営の合理化・効率化に関する考え方等

# 第２節　建物系公共施設の基本的な方針

## １　学校教育系施設

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">学校・その他教育施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主要な施設</td><td>引田小学校・引田中学校</td><td>大内小学校・大川中学校</td></tr>
<tr><td>白鳥小中学校</td><td>東かがわ市給食センター</td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●「東かがわ市学校施設整備構想」に基づき、引田・白鳥・大内地区において、それぞれ１中学校、１小学校を基本とし、地域の実情を踏まえた学校再編を推進する。<br>●個々の施設の統合整備に当たっては、学校施設を集中的に配置していくことで「スクールゾーン」を形成し、安全面・防犯面にも配慮して面的整備を行っていく。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●校舎の耐震化は完了している。<br>●小中学校の空調設備の整備は完了している。<br>●小中学校の防犯対策として、防犯カメラの設置など段階的に対処している。<br>●小中学校統合により撤去される学校跡地は、関係団体や地域住民等と協議のうえ、地域活動の活発化に資する有効活用を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●小学校及び中学校の校舎を同一敷地内に併設したり、隣接したりすることで、小中連携や一貫教育の推進と小中ギャップの解消とともに、施設管理コストの効率化と図っている。<br>●学校設備の保守点検や清掃等を小中学校一括で契約することにより、委託コストの適正化を図っている。<br>●水泳の授業に引田温水プールを使用することで、既存施設の活用と学校施設の合理化及び質の高い授業が提供できるように努めている。<br>●光熱水費等が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討する。</td></tr>
</table>

## 2　市民文化系施設

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">集会施設等</td></tr>
<tr><td rowspan="13">主要な施設</td><td>新川小松原自治会館</td><td>北山コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>栄団地集会所</td><td>丹生コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>引田公民館</td><td>相生コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>小海公民館</td><td>福栄コミュニティーセンター</td></tr>
<tr><td>交流プラザ</td><td>鈴竹コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>大内公民館</td><td>三本松コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>誉水公民館</td><td>五名コミュニティセンター</td></tr>
<tr><td>花園集会所</td><td>五名いこいの家</td></tr>
<tr><td>つばさ交流センター</td><td>しろとり研修センター</td></tr>
<tr><td>小海コミュニティセンター</td><td>白鳥本町コミュニティーセンター</td></tr>
<tr><td>白鳥コミュニティセンター</td><td>ひとの駅さんぼんまつ</td></tr>
<tr><td>水主コミュニティセンター</td><td>福栄やまびこ交流センター</td></tr>
<tr><td>水主交流センター</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●公民館施設（交流プラザ含む）は、引田・白鳥・大内地区にそれぞれ１施設とする。<br>●コミュニティー施設は、おおむね旧小学校区単位に１施設とし、地域の各協議会による指定管理者制度を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●市の文化活動や交流活動の場として、交流プラザ、ひとの駅さんぼんまつ、公民館を拠点とした活動を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●コミュニティー施設及び集会所施設の地域の交流拠点としての役割と施設の利便性、効率性の向上を図る。<br>●光熱水費等が割高の施設について、運用や設備における省エネ策を検討する。</td></tr>
</table>

## 3　社会教育系施設

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">博物館等</td></tr>
<tr><td>主要な施設</td><td>歴史民俗資料館</td><td>東かがわ市立図書館</td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●市の中核図書館として整備した市立図書館は、引田図書室等市内図書施設と連携して読書環境の充実に努める。<br>●歴史民俗資料館については、歴史・民俗の調査研究の拠点として充実を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●読書を親しめる環境づくりを整備し、読書による人づくり・文化活動の振興の場として活用する。<br>●歴史民俗資料館は、歴史資料・民俗資料を収集・保管し、それらを活用・公開する。併せて文化財保護や伝統文化の継承活動や研究の推進を図る。<br>●展示コーナーは、定期的な展示替え等を行い博物館としてのクオリティの確保維持に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●施設の整備にあたり、省エネ対応設備、照明の LED 化など施設の省エネに資する設備を導入する。<br>●施設運営については、関係ボランティア団体等の支援・協力による、固定的な人件費の抑制などを検討する。</td></tr>
</table>

## ４　ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">ｽﾎﾟｰﾂ施設</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主要な施設</td><td>引田飛翔体育館</td><td>引田運動広場</td></tr>
<tr><td>引田武道館</td><td>引田パークゴルフ場</td></tr>
<tr><td>引田体育館</td><td>引田ゲートボール広場</td></tr>
<tr><td>引田野球場</td><td>引田温水プール</td></tr>
<tr><td>引田運動公園テニス場</td><td>本町体育館</td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●学校の統廃合によって生じる施設の有効利用を含めた検討を進める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●社会体育施設等の整備については、「東かがわ市社会体育施設等マネジメント基本計画」に基づき計画的に整備を進める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●各施設については指定管理者制度による運営を行っている。<br>●光熱水費等が割高の施設について、運用や設備における省エネ策を検討し、実施する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主要な施設</td><td>翼山温泉</td><td>大池オートキャンプ場</td></tr>
<tr><td>ベッセルおおち</td><td>白鳥温泉</td></tr>
<tr><td>ワーサン</td><td>絹島キャンプ場</td></tr>
<tr><td>讃州井筒屋敷</td><td>黒川温泉郷クラブハウス</td></tr>
<tr><td>体験学習館マーレリッコ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●温泉施設は、施設の老朽化の程度や需要を見極めたうえで、統合を図る。<br>●その他のレクリエーション施設は、現状維持とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●定期的な点検及びメンテナンスを実施し品質の適正維持に努める。<br>●利用者のニーズに応じた施設整備を行う。<br>●案内板や駐車場など利用客の利便性の向上に必要な関連施設の充実に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●指定管理者制度ありきでなく、施設の状況に応じた合理的な管理運営手法を採択することによりコスト適正化に努める。<br>●光熱水費等が割高の施設について、設備更新の際は運用や設備における省エネ策を検討する。</td></tr>
</table>

## 5　産業系施設

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">産業系施設</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主要な施設</td><td>引田漁村センター</td><td>多目的研修センター</td></tr>
<tr><td>吉田共同作業所</td><td>大谷地区高齢者若者センター</td></tr>
<tr><td>小海生活改善センター</td><td>風呂構造改善センター</td></tr>
<tr><td>西村共同作業所</td><td>落合構造改善センター</td></tr>
<tr><td>西村中構造改善センター</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●地域の交流拠点の役割を担っており、現状維持とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●若者と高齢者との交流の場づくりなどを推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●農業形態を改善するため、施設の有効利用と省力化の推進を図る。</td></tr>
</table>

## 6　子育て支援施設

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">認定こども園・幼稚園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主要な施設</td><td>引田こども園</td><td>大内こども園</td></tr>
<tr><td>丹生こども園</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●今後の施設の統合については、小学校就学前の子どもの推移や地域の実情を勘案しながら、検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●子どもが健やかに育成される環境を提供し、地域に開かれた総合的な子育て支援を推進する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●LED 照明等の省エネ対応設備の導入に努める。<br>●光熱費等が割高の施設について、デマンド監視装置の導入や設備における省エネ策を検討し、実施する。</td></tr>
</table>

## 7　保健・福祉施設

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">保健・福祉施設</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主要な施設</td><td>西村集会所</td><td>東かがわ市シルバー人材センター</td></tr>
<tr><td>落合集会所</td><td>大内訓練センター(さつき園)</td></tr>
<tr><td>横内上集会所</td><td>白鳥保健センター</td></tr>
<tr><td>東かがわ市人権センター引田交流館</td><td>大内保健センター</td></tr>
<tr><td>東かがわ市人権センター大内交流館</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●集会所施設は、地域の需要を見極めながら存続・統合を検討する。<br>●他の施設は、現状維持とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●活動拠点として、身近で気軽に安心して利用（活動）できる場所を今後も提供していく。<br>●災害応急活動の拠点となる防災対策上、要援護者施設として重要な社会福祉施設等について、優先的に耐震化を推進する。<br>●福祉施設を地域に開放する取り組みを推進する。<br>●シルバー人材センターは、定年退職者等の高齢者に就業の機会を確保し多様な社会参加活動を援助して生きがいの充実と福祉の増進を図る。<br>●高齢者、障がい者等が生活の場、社会参加の場として安心して利用できるよう引き続き施設の提供を図る。<br>●大内保健センターは、母子健診事業の拠点としており、計画的かつ効果的な耐震性の確保等を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●集会所施設の地域団体等による指定管理者制度を推進し、地域の拠点としての役割と施設の利便性、効率化の向上を図る。<br>●施設の維持管理については、指定管理等により合理的で効率的な管理を行う。<br>●光熱水費等が割高の施設について、運用や設備における省エネ策を検討する。</td></tr>
</table>

## 8　行政系施設

| | 庁舎、消防施設等 | |
|---|---|---|
| 主要な施設 | 東かがわ市役所 | 大内第５分団屯所 |
| | 東かがわ市役所引田支所 | 大内第６分団屯所 |
| | 市庁舎西倉庫 | 白鳥第１分団屯所 |
| | 引田第１分団屯所 | 白鳥第２分団１班屯所 |
| | 引田第１分団屯所車庫 | 白鳥第２分団屯所 |
| | 引田第２分団屯所 | 白鳥第２分団３班車庫 |
| | 引田第３分団屯所 | 白鳥第３分団１班車庫 |
| | 宮脇消防組屯所 | 白鳥第３分団２班車庫 |
| | 川股消防組屯所 | 白鳥第３分団屯所 |
| | 大内第１分団屯所 | 白鳥第３分団屯所車庫 |
| | 大内第２分団屯所 | 白鳥第３分団４班屯所 |
| | 大内第３分団車庫 | 白鳥第４分団１班屯所 |
| | 大内第３分団屯所 | 湊川水防倉庫 |
| | 大内第４分団屯所 | |
| 基本方針 | 施設の**数量**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●現状維持とする。 | |
| | 施設の**品質**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●市役所庁舎・支所、消防団屯所は、防災拠点施設に指定されており、計画的かつ効果的な耐震性の確保等を図る。 | |
| | 施設の**コスト**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●平成 26 年に庁舎の統合を行い、コンパクトで効率的な運営を図っている。<br>●「東かがわ市エコオフィス計画」に基づき、省エネ対策、コスト削減に努める。 | |

## 9　公営住宅

| | 公営住宅 | |
|---|---|---|
| 主要な施設 | ヤングハイツ引田 | 山下団地 |
| | ヤングハイツ山の上 | 松崎団地 |
| | ヤングハイツ小海 | 水入団地 |
| | 栄団地 | 西村団地 |
| | 横内下第１団地 | 前山団地 |
| | 横内下第２団地 | 大栄団地 |
| | 横内西団地 | 大川下団地 |
| | 横内東団地 | 大川団地 |
| | 横内南団地 | 大谷団地 |
| | 花園団地 | 中筋団地 |
| | 帰来団地 | 中筋南団地 |
| | 宮の後団地 | 町田団地 |
| | 宮脇団地 | 落合団地 |
| | 山の上団地 | すこやかハウス町田 |
| 基本方針 | 施設の**数量**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●「東かがわ市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、地域の特性を活かした施設整備を進める。<br>●大内地区：前山団地・町田団地・横内下第１団地・大谷団地・大井戸団地は用途廃止し、中筋南団地・松崎団地に統合建替えを行う。<br>●白鳥地区：帰来団地は用途廃止し、水入団地に統合建替えを行う。<br>●引田地区：山の上団地・宮の後団地は用途廃止し、栄団地に統合建替えを行う。<br>●他の団地については、実態に合わせた維持補修に努める。 | |
| | 施設の**品質**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●建替えにあたり、建築年度が古く、老朽化が進んだ木造住宅及び小規模団地を優先するものとするが、多様なニーズに対応した良好な住環境の整備を行う。<br>●維持管理の方針としては、①維持修繕による対応、②居住性確保型、③福祉対応型、④安全性確保型、⑤長寿命型の位置付けを行い、②及び③については設備の機能向上を図るほか、耐震性能が得られていることから、⑤について予防保全的な改善を行う。 | |
| | 施設の**コスト**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●住宅の建替えにあたり、省エネ対応設備、全照明の LED 化など施設の省エネに資する設備を導入するなどの配慮を行う。 | |

## 10　公園

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">公園</td></tr>
<tr><td>主要な施設</td><td>とらまる公園</td><td>白鳥中央公園</td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難所としての機能を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●公園内にある社会体育施設等の整備は、「東かがわ市社会体育施設等マネジメント基本計画」に基づき、計画的に整備を進める。<br>●公園内にあるパペットランドについては子どもの情操教育を育める環境づくりと、公園設置のコンセプトに沿って計画的に設備整備を進める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●各施設については、指定管理者制度による運営を行っている。<br>●光熱費等が割高の施設について、運用や設備における省エネ策を検討し、実施する。</td></tr>
</table>

## 11　供給処理施設

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">供給処理施設</td></tr>
<tr><td>主要な施設</td><td>大内クリーンセンター</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●中継施設として良好に維持管理を継続する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●施設の修繕整備を計画的に行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●香川県東部清掃施設組合との連携により、より適正なごみ処理体制の整備に努める。</td></tr>
</table>

## 12　その他

| | その他 | |
|---|---|---|
| 主要な施設 | 逃田会館 | 中山公衆トイレ |
| | 大明神集会所 | 馬篠漁港公衆トイレ |
| | 白鳥霊園庵 | 資料館(旧引田幼稚園) |
| | 大内斎苑 | 旧白鳥小学校 |
| | 白鳥斎苑 | 旧福栄小学校 |
| | 雇用促進住宅引田宿舎 | 旧本町小学校 |
| | 三本松駅駐輪場 | 旧まつばら児童館 |
| | 白鳥駅前駐輪場 | 旧五名小学校長野分校 |
| | 南新町駐車場 | 旧とらまる図書館 |
| | 陶芸教室倉庫 | 旧大内第３分団屯所(水主) |
| | 横内作業所（倉庫) | 旧白鳥幼稚園 |
| | 三本松港漁具倉庫 | 旧小海保育所 |
| | 西村農機具保管庫 | 旧白鳥第４分団第３班屯所 |
| | 黒羽水防倉庫 | 旧白鳥第４分団第２班屯所 |
| | 潮越海岸公衆トイレ | 旧本町幼稚園 |
| | 山田海岸トイレ | |
| 基本方針 | 施設の**数量**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●市内にある２箇所の斎苑を良好に維持管理する。 | |
| | 施設の**品質**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●火葬炉の修繕整備を計画的に行う。 | |
| | 施設の**コスト**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●火葬炉の使用頻度を平準化し、修繕費用の集中を避ける。 | |

# 第３節　土木系公共施設、情報系施設、企業会計施設の基本的な方針

## 13　下水道施設

| | 下水道施設 | |
|---|---|---|
| 主要な施設 | 南野地区処理施設 | 松東ポンプ場 |
| | 黒羽地区処理施設 | 馬宿ポンプ場 |
| | 吉田地区処理施設 | 畑方ポンプ場 |
| | 小海地区処理施設 | 木場ポンプ場 |
| | 西山地区処理施設 | 落合雨水ポンプ場 |
| | 与田山地区処理施設 | 白鳥大内緊急排水ポンプ場 |
| | 白鳥地区処理施設 | 中川ポンプ場 |
| | 水主下地区処理施設 | 大原ポンプ場 |
| | 三殿地区処理施設 | 前場ポンプ場 |
| | 中山地区処理施設 | 大内白鳥ポンプ場 |
| | 新川・小松原浄化センター | 西村排水機場 |
| | 横内雨水ポンプ場 | 川向排水機場 |
| | 三本松浄化センター | 白鳥東部排水機場 |
| | 古川ポンプ場 | 白鳥東排水機場 |
| | 松原ポンプ場 | 寺町排水機場 |
| | 松西ポンプ場 | 小磯排水機場 |
| 基本方針 | 施設の**数量**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●「生活排水処理構想」に基づき公共下水道施設の整備を計画的に進めるとともに、公共下水道計画区域以外では農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業での対応を行う。<br>●「公共下水道事業計画」及び「特定環境保全公共下水道事業計画」に基づき、事業計画区域内の整備を促進する。<br>●「農業集落排水処理施設最適整備構想」に基づき農業集落排水施設を適正に管理し、水質の保全と農村地域の生活環境の向上を図る。<br>●公共用水域の水質保全に対する意識を高め、合併処理浄化槽の設置を促進する。<br>●その他下水道（管路等）施設は、現状維持とする。 | |
| | 施設の**品質**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●各処理施設の維持管理において、老朽化等による修繕箇所の増大が懸念されるため、修繕工事をはじめ機能強化や長寿命化計画に基づき、施設の更新に努める。<br>●市内排水機場の適正な維持管理による機能の向上に努める。 | |

| | |
|---|---|
| | 下水道施設 |
| | ●災害による施設の被害を最小限に留め、市民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。<br>●その他下水道（管路等）施設は、適正な維持管理を行う。<br>●「排水機場保全管理計画」に基づき、今後の整備・更新を計画的に行う。 |
| | 施設の**コスト**の適正性に関する基本的な考え方 |
| | ●公共下水道の整備については、巨額の財政負担を必要とするため、地方公営企業法の適用により経営状況及び財政状況の明確化と説明責任の向上により、市民の下水道に対する啓発を行うとともに理解を求め、健全な下水道経営に取り組みの推進を図る。 |

## 14　道路

| | 道路 | |
|---|---|---|
| | 実延長（m） | 道路部面積（㎡） |
| １級市道 | 49,540 | 310,788 |
| ２級市道 | 62,300 | 336,708 |
| その他の市道 | 201,198 | 1,051,368 |
| 基本方針 | 施設の**数量**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●「東かがわ市道路網整備計画」（平成２９年策定）に基づくほか、一般国道１１号大内白鳥バイパスなどの事業進捗に併せて整備を進める。 | |
| | 施設の**品質**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●市道の日常の維持管理については、地元管理への理解を求め、地域内各種活動団体と連携するとともに、効率的な維持管理方法を検討する。<br>●市道の路面性状調査結果に基づく、舗装修繕計画により、計画的に舗装修繕を行う。<br>●道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。 | |
| | 施設の**コスト**の適正性に関する基本的な考え方 | |
| | ●上下水道施設等の地下埋設物の舗装復旧においては、路面等の状況により全面施工を検討し、大型施工機械の適用などのスケールメリットに加え、継目がなく快適な走行環境と長寿命化の実現を図る。 | |

## 15　橋りょう

| | 橋りょう | |
|---|---|---|
| | 橋りょう数 | 道路部面積（㎡） |
| １級市道 | 54 | 6,202 |
| ２級市道 | 68 | 4,263 |
| その他の市道 | 158 | 10,581 |

**基本方針**

**施設の数量の適正性に関する基本的な考え方**

●「橋りょう長寿命化計画」に基づき、整備を進める。

**施設の品質の適正性に関する基本的な考え方**

●健全度の把握については、香川県作成の「橋梁点検要領」及び「橋梁点検マニュアル」に基づき実施し、橋りょうの損傷を早期に把握することで、予防的で計画的な対応を行う。

●平成２６年７月から近接目視による５年に１度の点検が義務付けられた。協議連絡機関である香川県道路メンテナンス会議などにより情報収集に努める。

●橋りょうの良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃等を実施する。

**施設のコストの適正性に関する基本的な考え方**

●修繕計画については、対応区分を設けることで合理化を図ることとし、①予防維持管理対応 、②事後維持管理対応、③観察維持管理対応の３パターンでの対応を行い、同じ対応区分の橋りょうについては、損傷度と重要度により決定する。

●メンテナンス点検結果による健全性の区分は、Ⅰ健全、Ⅱ予防保全段階、Ⅲ早期措置段階、Ⅳ緊急措置段階とし、下位のⅢについても５年以内に修繕を実施する。

## 16　治山・治水・港湾

| | 治山・治水・港湾 |
|---|---|
| 基本方針 | 施設の**数量**の適正性に関する基本的な考え方 |
| | ●現状維持とする。 |
| | 施設の**品質**の適正性に関する基本的な考え方 |
| | ●港湾の良好な利用環境のため、「東かがわ市港湾施設維持管理計画」に基づき、各港湾施設の維持に努める。<br>●山林の保全に努めるとともに急傾斜地崩壊防止対策や港湾整備を進め、災害の発生を防止する。<br>●県河川改修事業と連携し、排水機場の計画的な整備を進め、河川流域の安全を確保する。<br>●市内排水機場の適正な維持管理による機能の確保に努める。<br>●森林法に基づき、山地治山、防災林整備、水源地域等保安林整備等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。<br>●土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を推進する。<br>●洪水、高潮等による災害を防止するため、各種河川維持工事を実施または要望を行ない、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川計画の推進に協力するとともに、洪水ハザードマップの作成・普及などの水防対策を推進する。<br>●海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、海岸管理者が実施する高潮対策事業、浸水対策事業等の海岸保全事業等により、市域の保全を図る。 |

## 17　農林水産業インフラ

| | 農林水産業インフラ |
|---|---|
| 基本方針 | 施設の**数量**の適正性に関する基本的な考え方 |
| | ●農林水産施設の基盤整備を進め、農林水産業の活性化を図る。 |
| | 施設の**品質**の適正性に関する基本的な考え方 |
| | ●市管理林道を整備し、森林の整備を図る。<br>●５漁港については、計画的な施設整備を推進し、併せて埋立地の有効活用や周辺集落の整備を促進する。また、養殖漁業の進展や漁船の近代化など漁業環境の変化に対応した施設整備を検討する。<br>●「農業農村整備事業管理計画」「香川県老朽ため池整備促進計画」「農村地域防災減災事業地域ため池総合整備事業計画」及び「東かがわ市農道保全対策計画」に基づき、次のとおり整備を進める。<br>〇自然環境に配慮し、利便性の高い農道の整備を進める。<br>また、水路の改修を進め、水利機能を強化する。<br>〇老朽危険ため池を順次改修する。改修の際には、農業用水としての機能だけでなく、親水性や生体系にも配慮する。また農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の廃止を含め検討・整備し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。 |

## 18　情報通信インフラ

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">情報通信インフラ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主要な施設</td><td>情報通信基盤白鳥センター</td><td>情報通信基盤大内サブセンター</td></tr>
<tr><td>情報通信基盤引田サブセンター</td><td>情報通信基盤五名サブセンター</td></tr>
<tr><td rowspan="6">基本方針</td><td colspan="2">施設の数量の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●市内全域をカバーする光ファイバー網を維持する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の品質の適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●「東かがわ市地域情報化基本計画」に基づき、災害に備える告知放送サービスを市民に提供する。<br>●希望者には民間によるインターネット、CATV サービスの利用を可能にする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設のコストの適正性に関する基本的な考え方</td></tr>
<tr><td colspan="2">●ランニングコストは、IRU 業者へのインフラ賃借料により運営している。<br>●設備の更新に当たり、IRU 事業者と協議し、合理的な費用負担に努める。</td></tr>
</table>

# 第６章　おわりに

## 第１節　本計画のまとめ

本計画は、建物系公共施設、土木系公共施設、情報系施設、企業会計施設の将来の更新費用や方針を明らかにし、将来の財政運営を行ううえでの検討課題を把握することを目的に策定しました。これらの課題に対して、施設等の適正配置や適正管理を行い、財政負担を軽減し、効率的なまちづくりを推進していく必要があります。

建物系公共施設については、老朽化が進んでいる施設が多く、将来の利用者予測などを取り入れ、適正な配置を行い、コスト削減を図る必要があります。

土木系公共施設については、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、コスト削減を図る必要があります。

情報系施設については、設備の更新によるランニングコストを効率的、効果的に削減していく必要があります。

企業会計施設については、将来の利用者を予測し、計画的な整備事業を効率的に行い、諸経費の節減に努める必要があります。

全体的にこれらの見直しを計画的かつ継続的に行い、持続していく必要があります。

## 第２節　今後の課題

公共施設等の現状や課題を客観的に把握・分析し、総合的に基本的な方針を定めました。公共施設マネジメントを実現するためには、住民などの利用者の意識が反映されるべきであり、具体的には、利用者アンケートなどを実施し、利用者の意見を反映した、個別の実施計画を策定する必要があります。

以上のような点を踏まえ、個別の実施計画では、住民など利用者の意見を尊重した計画策定を進めることとします。

# 関連資料・参照元データ等

東かがわ市　基本構想
東かがわ市　総合計画
東かがわ市　まち・ひと・しごと創生総合戦略
東かがわ市　人口ビジョン
国勢調査
住民基本台帳
人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』
東かがわ市　決算状況カード
東かがわ市　決算統計
東かがわ市　地域情報化基本計画（平成 18 年 3 月）
東かがわ市　過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）
東かがわ市　地域防災計画（平成 27 年 7 月）
東かがわ市　建築物耐震改修促進計画（平成 31 年 3 月一部改正）
東かがわ市　学校施設整備構想（平成 18 年 3 月）
東かがわ市　スポーツ振興計画（平成 22 年 3 月）
東かがわ市　社会体育施設等マネジメント基本計画（平成 29 年 3 月）
東かがわ市　地域福祉計画『絆プラン』
東かがわ市　次世代育成支援行動計画『にこにこプラン』
東かがわ市　公営住宅等長寿命化計画（平成 25 年 2 月）
東かがわ市　道路網整備計画（平成 30 年 2 月）
東かがわ市　東かがわ市橋梁長寿命化修繕計画
東かがわ市　農道保全計画
東かがわ市　林道施設長寿命化計
東かがわ市　安戸港長寿命化計画
東かがわ市　漁港海岸長寿命化計画
東かがわ市　下水道施設　経営戦略
東かがわ市　固定資産台建物一覧（令和 2 年 3 月時点）
東かがわ市　道路現況調査表
総務省　公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10
文部科学省　学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト

【策定履歴】
平成 28 年 3 月　策定
平成 29 年 4 月　改訂
平成 31 年 4 月　改訂
令和 4 年 3 月　改訂